

福知山市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画 2021)

令和 3 年 3 月

(令和 7 年 3 月一部改定)

京都府 福知山市

目 次

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
第 1 節 計画策定の基本的事項	1
第 2 章 基本理念と基本方針	5
第 1 節 基本理念	5
第 2 節 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）	6
第 3 節 ごみの減量化及び資源化の目標	15
第 3 章 福知山市の概要とごみ処理体制	24
第 1 節 福知山市の概要	24
第 2 節 福知山市のごみ処理体制	35

はじめに



本市では、これまでから 3 R（リデュース/排出抑制・リユース/再使用・リサイクル/資源化）を推進し、市民の皆様とともに廃棄物の適正処理と循環型社会の形成に取り組んでまいりました。皆様には、ごみの分別や資源ごみの集団回収など様々な御尽力をいただき、本市のごみの排出量は減少傾向にあることに感謝申し上げます。

これらのごみの減量や資源化に関する基本的な考え方は SDGs（持続可能な開発のための国際目標）の一つとされ、市民や事業者の皆様のご関心が非常に高いものとなっています。

このようにごみの減量や資源化に関する世界的な取組みのもと、国ではごみの減量や資源化に関し、平成 28 年度からの新たな目標が設定され、引き続き環境負荷の低減に取り組むとともに持続可能な循環システムを構築する必要があります。

このため、本計画では「みんなで実現する環境の「環」づくり」を基本理念に、概ね 10 年後の将来を見据えたごみの減量や資源化目標を定め、3 R（リデュース/排出抑制・リユース/再使用・リサイクル/資源化）の取組みのうち、優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組みを積極的に進めてまいります。

また、資源化の拡大を図り、どうしても廃棄しなければならないものだけを適正処理する循環システムの構築を図ります。

併せて、埋立処分場の延命化対策を着実に実施し、焼却施設等の本市ごみ処理施設の更新等、ごみの適正処理体制に関する長期的な指針をお示しいたします。

これらごみの減量やリサイクルは誰もが関わる最も身近な環境問題であり、解決にあたっては、市民・事業者の皆様と市（行政）が、連携・協働し、取組みを進めていくことが大切です。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリック・コメントにて市民の皆様のご意見をいただくとともに福知山市環境審議会において御審議をいただきました。

厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月 福知山市長 大橋 一夫

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

(1) SDGs 時代のごみ問題

SDGs※は「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの持続可能な開発のための国際目標です。

SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものです。

このうち廃棄物に関連があるものとして環境省は食品ロスとともにすべての廃棄物管理、廃棄物の3R、海洋汚染の防止を挙げています。

国は、これらの取組みを踏まえ、大量生産・大量消費・大量廃棄を抑制し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会の形成を目指すこととしています。福知山市においてもこれらのターゲットに以前から取り組んできたところですが、廃棄物の処理については、リサイクルの実施状況や不適正処理の問題、有料化など市民の皆様の関心が非常に高いものと認識しています。

これらの廃棄物処理及びリサイクル（循環）を推進していくためには、より一層、市民の皆様とコミュニケーションを図り、改めて課題の共有化を図りたいと考えています。



表 1-1-1 一般廃棄物処理計画におけるSDGsのターゲット

SDGs（ゴール）	ターゲット
Goal 12  つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
Goal 14  海の豊かさを 守ろう 海洋汚染を防止・削減する	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

出典：国際連合広報センターホームページ

（２）廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項及び同法施行規則第１条の３の規定に基づいて、福知山市の一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的事項を定めるものです。

なお、同法では基本計画に併せて、当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定することとされており、それぞれごみ処理に関する計画（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水処理に関する計画（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されています。

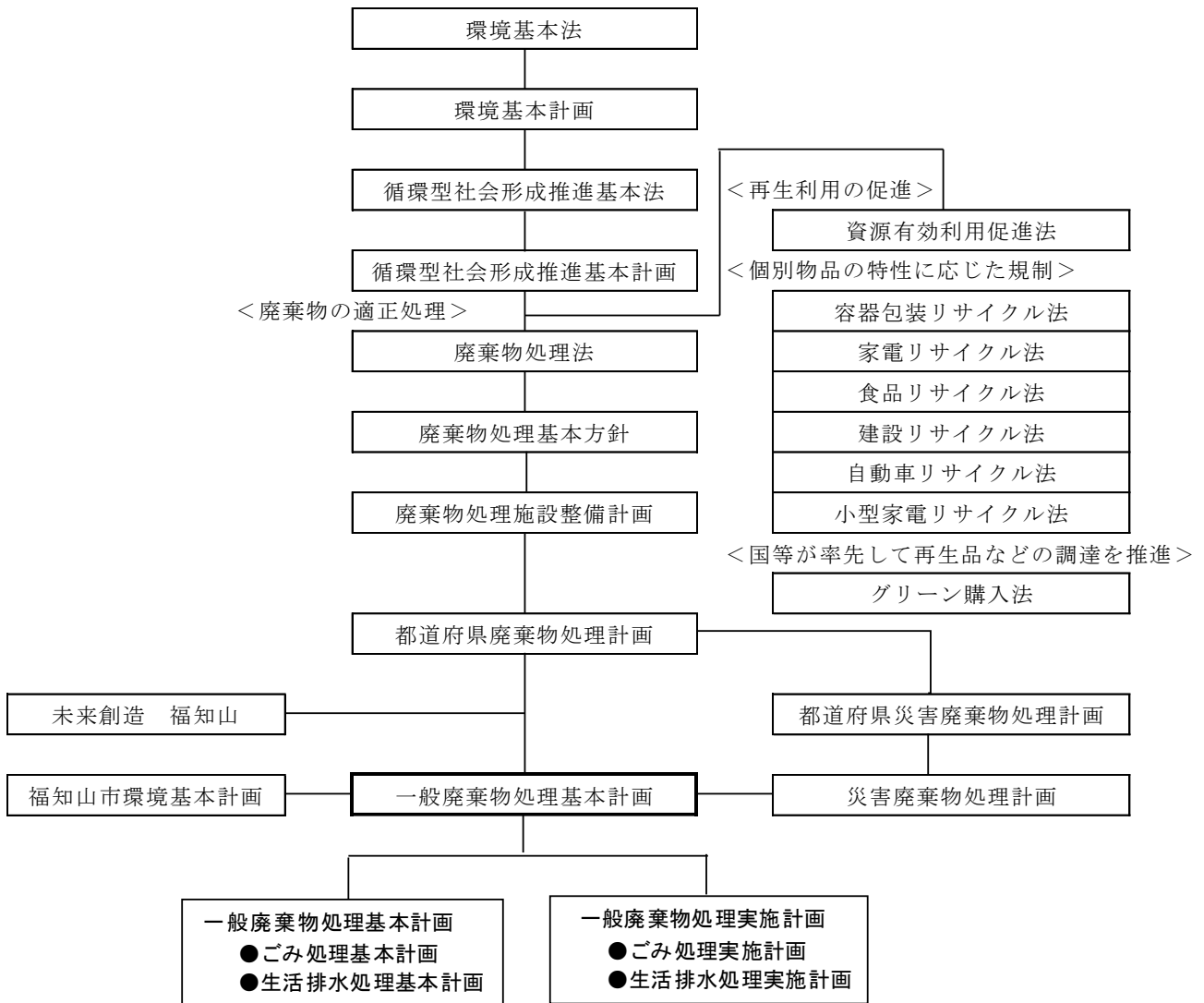


図 1-1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

（３）本計画の対象となる廃棄物の範囲

廃棄物処理法に基づき、本市で排出する廃棄物（ごみ）について図1-1-2のとおり区分します。

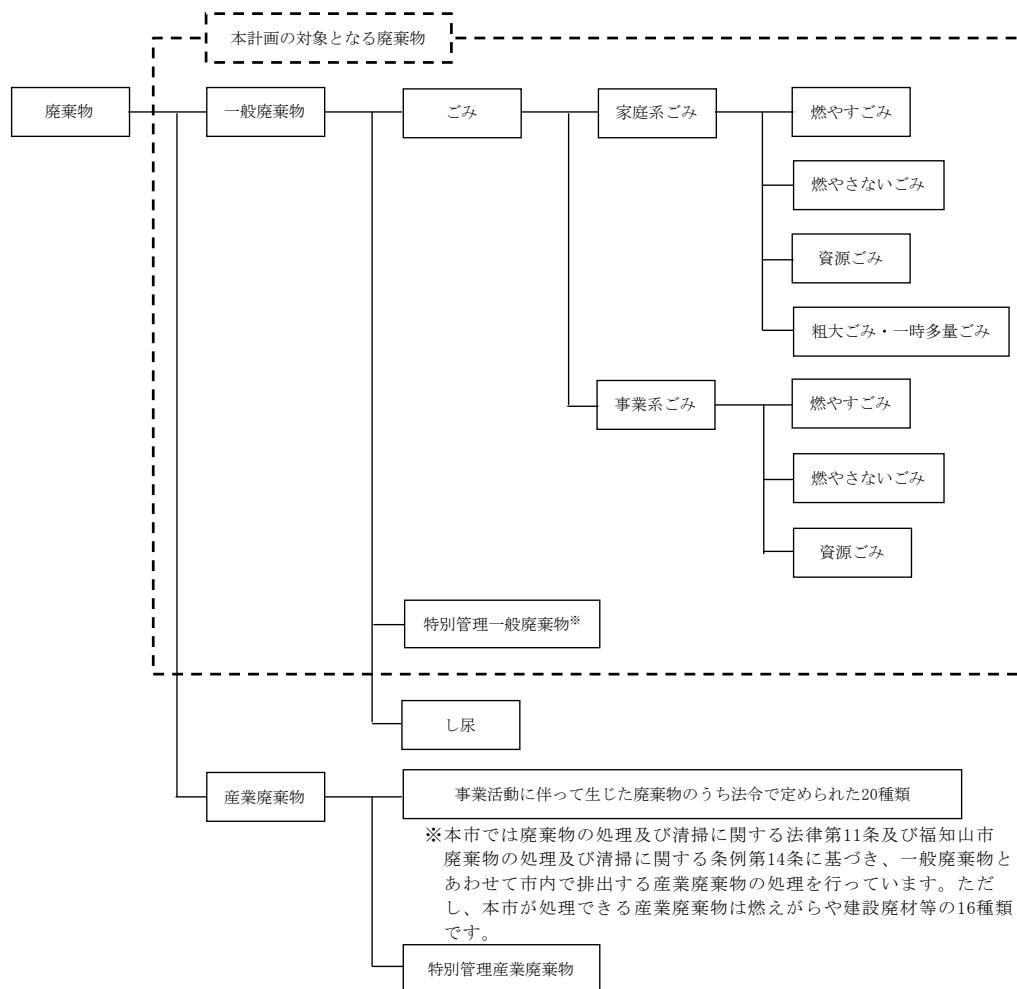


図 1-1-2 本計画の対象となる廃棄物の範囲

(4) 計画期間と目標年度

本計画における計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、目標年度を令和12年度とします。

なお、策定指針に基づき令和7年度には中間年度としての評価を行い、必要な見直しを行うこととします。

図 1-1-3 に基本計画の目標年度を示します。

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
計画内容	基準年度	計画策定					中間年度					目標年度
							計画見直し					

計画期間

図 1-1-3 基本計画の計画目標年度

(5) 計画の進行管理

本計画を進めていくためには、各施策の事後評価が必要であり、評価内容に即した計画の見直しや着実な実行を行います。

① P D C A ※ サイクル

- ・ 基本施策を実施する際の視点を以下のように位置づけます。
 - 行動を通じて環境への認識の向上を図る。
 - 自分と環境問題との関わりを理解することで、実践の意思を持つ。
 - 環境に対する人間の知恵・工夫等を理解することで、自分の行動を再認識する。
 - 自らが実践し成果を見つけることで、日常生活の中においても環境問題に対する視点を持つ。
- ・ 「Plan」、「Do」、「Check」、「Action」というプロセスを経て、実践した環境活動を繰り返し見直していきます。

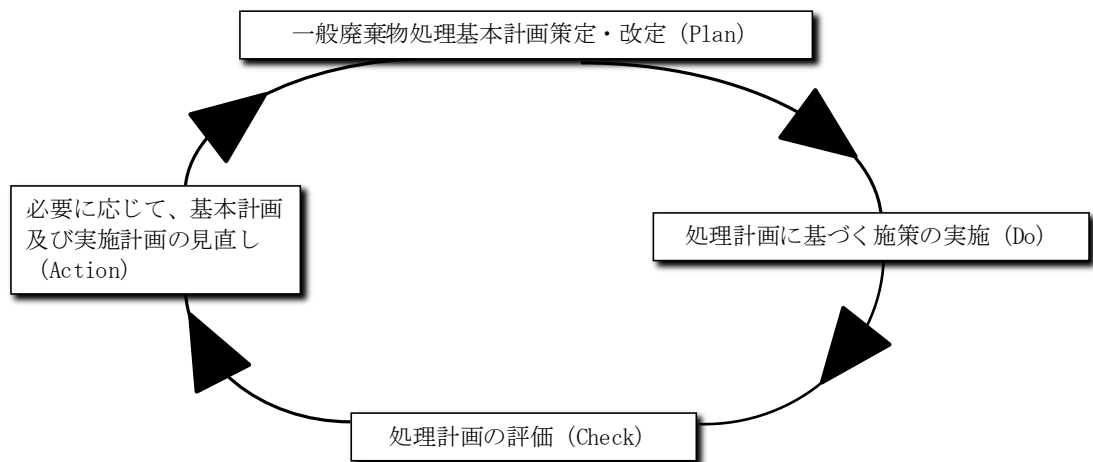


図 1-1-4 P D C A のイメージ

第2章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしました。しかし、一方で廃棄物の増大をはじめとする環境への負荷を生み出してきました。

このような状況の中、国は循環型社会の形成に向けて、循環型社会形成推進基本法を平成12年6月に施行しました。この法律は、形成すべき循環型社会の姿を明確に示し、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき責務を明らかにしています。さらに、本法において一般廃棄物の減量化についての取組指標が定められましたが、平成30年に改定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、『持続可能な社会づくりとの統合的な取組』として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」「適正な国際資源循環の構築と循環産業の海外展開」を掲げ、『循環分野における基盤整備』として「情報の整備」「技術開発、最新技術の活用と対応」「人材育成・普及啓発等」を進める将来像を描いています。

本市においては、「未来創造 福知山」で私たちがめざす未来の福知山市の姿として、「人間性が豊かで誰もが生きがいを感じるまち」「豊かな環境や文化を活かしすべての地域が輝くまち」「多様性にあふれ新たな価値を創造するまち」「安心・安全に暮らせるまち」を掲げ、各種施策を推進しています。

また、「福知山市環境基本計画」の基本理念として「環境福知山イズム※＝環境の環づくりを目指して」としており、「福知山市自治基本条例」では市民及び市（行政）が「協働によるまちづくり」を目指しています。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念については、前計画に示された「市民、事業者、市民団体及び市（行政）が協働して、3R活動を推進し、循環型社会を構築する」を継続するとともに、新しい視点として「持続可能（サステイナブル）な活動」を取り入れ、市民、事業者、市（行政）が「環」を作り、協働して取り組んでいくものとし、本計画における基本理念を以下のように定めます。

みんなで実現する環境の「環」づくり

～市民・事業者・市（行政）が協働する持続可能な循環システムの構築～

第2節 基本理念の実現に向けた施策の展開(基本方針)

1 施策の体系図

本市施策は、「ごみを出さない」ための取組みを基本とし、不用となったものについては再使用の機会を創出するように促します。このうち、再使用が望めないものについては再生利用に取り組み、再使用も再生利用もできなくなったものを適正処理するシステムの普及と円滑な実施を図ることで循環型社会の実現を目指します。

基本理念を実現させるための施策の展開（基本方針）は次のとおりです。

基本理念 みんなで実現する環境の「環」づくり
～市民・事業者・市（行政）が協働する持続可能な循環システムの構築～

1 2R（リデュース/排出抑制・リユース/再使用）の強化

- （１）家庭系ごみの2Rに向けた取組み
- （２）事業系ごみの2Rに向けた取組み
- （３）環境に配慮した生活習慣の普及に向けた取組み
- （４）市役所の率先行動

2 リサイクル/資源化の推進

- （１）分別の徹底や資源化拡大の取組み

3 ごみの減量・資源化活動への支援

- （１）市民が取り組む資源化システムの支援
- （２）事業者が取り組む資源化システムの支援
- （３）環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みの整備

- （１）市民負担の公平化・適正化の取組み
- （２）処理困難物を適正に処理できる体制の整備
- （３）事業系ごみ、産業廃棄物の受入れ
- （４）施設の長寿命化、適正更新

5 不法投棄対策の強化

- （１）不適正排出対策
- （２）不法投棄対策

2 市民・事業者・市（行政）の役割

（１）市民の役割

市民は誰もが消費者であり、どこで誰がどのようにつくっているかを意識し、法的な縛りはなくても地域環境に配慮した消費（廃棄）を行うことで、できるかぎりごみの排出抑制と再使用を推進することを、排出者として主体的に取り組む必要があります。

（２）事業者の役割

事業者は、その事業における廃棄物の排出を最小限に抑制し、併せて、消費者に提供した後のリサイクルやリユースに協力してもらうことを、排出者として主体的に取り組む必要があります。

（３）市（行政）の役割

ごみ処理基本計画を策定し、ごみの減量や資源化を市民や事業者に呼びかける（啓発・支援）とともに廃棄物処理・資源化を適正に実施します。



出典：環境省ホームページ

3 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）

基本理念の実現のため、2 R（廃棄物の排出を抑制する（Reduce：リデュース）・廃棄物を再使用する（Reuse：リユース））を優先的に取り組み、再使用できないものについて再生利用する（Recycle：リサイクル）という循環利用サイクルを構築します。

そして、循環利用できない廃棄物について、適正に処理・処分することとし、施策の展開を進めます。

施策の優先順位

1	必要なものを長期に使用し、ごみの排出をリデュース/抑制する。
2	繰り返し使えるものは、できるだけリユース/再使用する。
3	再使用できないものは、リサイクル/資源化（再生利用）する。
4	どうしても廃棄しなければならないものだけを適正処理する。

基本方針１ ２Ｒ（リデュース/排出抑制・リユース/再使用）を強化します。

本市で排出される家庭系ごみや事業系ごみは増加を続けています。

このため、これまでからすべての市民が３Ｒに取り組まれています。が、全てのごみがリサイクルできているわけではなく、多くのごみを焼却処分や埋立処分しています。

このような現状から、排出抑制と再使用に優先的に取り組む必要があります。

（１）家庭系ごみの２Ｒに向けた取組み

市民の食品ロスをはじめとする「もったいない」という問題意識は SDGs に象徴される国際的な流れの中で急速に高まっています。

この関心の高まりを広め、各家庭から排出されるごみを出さないための施策を推進します。

① 家庭から排出される食品廃棄物の減量に向けた取組み

環境パークに持ち込まれた燃やすごみの組成分析により、焼却される食品廃棄物量や種別を市民にお知らせし、問題意識を共有した上で以下の取組みを推進します。

- 家庭から排出される食品廃棄物は、直接廃棄、過剰除去、食べ残しであることから、「使い切り」「食べきり」「水切り」の３きり運動の啓発を推進します。
- 食べ残しを減らすアイデア（リメイクレシピ※等）などを募集し、市民にお知らせする仕組みを検討します。
- 生ごみたい肥※化講習会を継続し、EM容器※やコンポスト容器等を活用した自宅でできる生ごみのリデュース・リサイクルの普及啓発に努めます。

② 事業者が提供する資源ごみ回収拠点情報等の提供

- 店舗等に設置されている資源ごみの回収拠点についての情報を集約し、市のHP等で広報します。
- てまえどり（商品棚の手前に置かれた消費期限が近い商品の購入）やフードシェアリングサービス※等、店舗の行う食品ロス削減活動について紹介します。

③ 使い捨てプラスチックの使用削減

国内のプラスチック樹脂消費量は近年増加傾向にあるとともに、テイクアウト等の利用増によるプラスチック容器包装類が増加しています。

プラスチックは環境の中で砕け、マイクロプラスチック化することから、まずは過剰なプラスチックの使用を減らし、プラスチックごみを環境に流出させないことが必要です。このことから、使い捨てプラスチックの削減について啓発を行います。

④ 事業者への協力要請

事業者には環境にやさしい商品の販売に努めるとともに消費者である市民がこれらの商品を購入しやすいよう工夫し、併せて、使用後のリサイクルへの呼びかけを行うよう協力を要請します。

- 過剰包装の抑制を依頼します。
- 空き缶、空き瓶、牛乳パック、食品トレイ等の店頭回収の推進を依頼します。
- てまえどり等、食品ロスの削減に向けた取組みの推進を依頼します。

⑤ 指定ごみ袋使用によるごみの減量化及び分別の徹底

本市では平成 12 年度から指定ごみ袋制度を導入し、市民協働によるごみの減量化や分別による資源化に取り組んできました。これを継続するとともに効果の拡大を図ります。

- 金銭的インセンティブによるごみの減量効果を検証し、指定ごみ袋処理手数料のあり方を検討します。

（２）事業系ごみの２Ｒに向けた取組み

① 事業者の意識向上に向けた取組み

- 環境マネジメントシステム※について広報及び関係機関との連携による導入支援を行います。
- 多量排出（廃棄）に係る事前届出制の徹底と減量指導を行います。
- 事務に要する紙類の減量（ペーパーレス）の推進を依頼します。

② 埋立処分場延命化実施計画の着実な実施

- 不燃系産業廃棄物処理手数料の段階的な改正により、排出量を削減します。

（３）環境に配慮した生活習慣の普及に向けた取組み

環境への配慮、社会への配慮、地域への配慮を合わせ持った消費（廃棄）の考え方の定着を図り、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活を見直す契機となるよう啓発を行います。

① 普及・啓発

- ごみ減量・リサイクル推進週間、環境月間、３Ｒ推進月間等の啓発を行います。
- マイバッグ、マイボトル等の普及のための啓発を行います。
- 過剰包装を断ることや再生品の積極購入、使い捨て商品の使用抑制等についての啓発を行います。

② 市内で開催されるフリーマーケット情報の提供

- 市内で開催されるフリーマーケット情報を集約し、市のＨＰ等でお知らせします。

③ 修理再生家具の販売

- 廃棄物として搬入された家具を修理し、販売することで、再生使用の啓発を行います。

（４）市役所の率先行動

市役所及び市役所職員は基本方針に定められた環境に配慮した消費やごみの減量化に率先して取り組みます。

- 事務に要する紙類の減量（ペーパーレス）をさらに推進します。
- 市役所内の物品調達の仕組みを見直し、環境に配慮した物品の使用を促進します。
- 職員は使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイルを実践します。

基本方針２ リサイクル/資源化を推進します。

本市ではごみの分別収集後、環境パークにおいて中間処理（汚れたものを取り除き、破碎や圧縮梱包等を行っています。）を行い、専門業者に売却することで資源化を行っています。

この資源化を拡大するためには、分別の徹底と新たな資源化手法の検討や再生資源物の供給先の確保を含めた資源化システムの調査・研究が必要です。

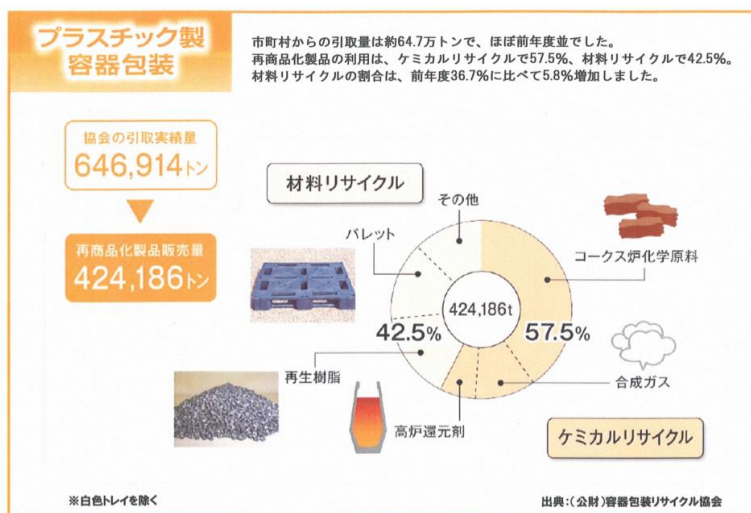
（１）分別の徹底や資源化拡大の取組み

家庭から排出される燃やすごみや燃やさないごみの中には資源ごみが混入していることや、また、汚れのため再生利用できないことがあります。このため現在の資源化ルールをお知らせし資源化量の拡大を図ります。併せて取組内容や実績についてお知らせすることにより、意識啓発を図ります。

① 資源ごみ分別の徹底や資源化拡大に向けた取組み

- 広報紙等による定期的な啓発を行います。
- ごみの減量や資源化に取り組む団体をホームページや広報紙等で積極的に紹介する等、市民の環境意識の向上に取り組み、資源ごみ集団回収報奨事業や地域美化活動の拡大に努めます。
- プラスチック製容器包装やペットボトルの資源化量を拡大します。

プラスチック製容器包装のリサイクルのゆくえ



- 小型家電については資源化ルートを調査したうえで、ピックアップ回収※を再開します。
- 廃プラスチック類等の収集体制及び資源化ルートの調査、検討を行います。
- 新たな資源化ルート（供給先）を調査します。

② 民間施設を利用した再生資源化（固形燃料化・熱利用）の取組み

- 事業者には民間廃棄物中間処理※事業者の利用を促します。
- 民間事業者による木くず（草、剪定枝）の固形燃料化の推進を図ります。
- 民間委託を含め、食品廃棄物処理過程における熱利用※等について調査、研究を行います。

基本方針3 ごみの減量・資源化活動を支援します。

本市ではこれまでから自治会や市民団体等が積極的に地域美化活動や環境保全活動に取り組まれています。この活動を支援し、また、活動の拡大を図るため、市民の誰もがごみの減量や資源化に取り組むことができるよう経済的な負担の軽減や情報の提供に努めます。

(1) 市民が取り組む資源化システムへの支援

① 地域コミュニティや市民団体が行う資源化活動への支援

- 広報紙やSNS等を活用し、市の実施するごみの資源化について定期的にお知らせします。
- 資源ごみ集団回収報奨事業を継続します。

② 美化活動や環境保全活動への支援

- 活動に要する経済的負担を軽減するため、ごみの廃棄手数料を免除します。

③ 地域美化・環境保全活動の評価（表彰）

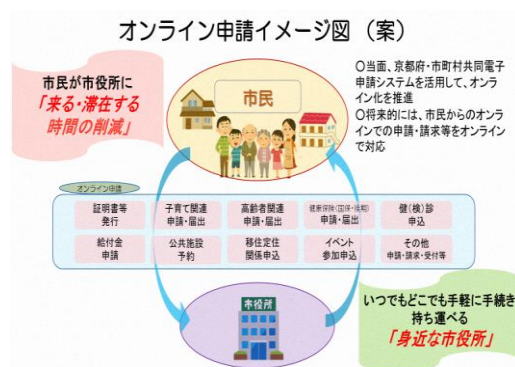
- 市民や市民団体の行う活動を評価（表彰）し、活動の活性化を図るための施策を検討します。

④ 誰もが分かるごみ分別情報の提供

- 広報誌等による定期的な啓発を行います。
- ごみ分別情報アプリを開発・整備します。
- 市ホームページをプラットフォーム※としたごみ出し情報・資源化情報を提供します。併せて、環境パークへの持込申請等の電子化を検討します。

⑤ ごみ出しが困難な世帯への支援

- 関係機関との連携による高齢者・障害者世帯等のごみ出しが困難な世帯への支援施策を検討します。



(2) 事業者が取り組む資源化システムの支援

① 資源回収協力店等の評価（表彰）

- ごみの減量化や資源化に取り組む企業（小売店等）を評価（表彰）し、活動の活性化を図るための施策を検討します。

② 誰もが分かるごみ分別情報の提供

- 事業者向け分別情報紙を作成、配布します。
- 関係機関と連携し、事業系ごみの分別・減量に係る支援策を紹介します。

(3) 環境に配慮したイベントの推進、環境学習の充実

① 体験教室の開催

- リサイクル体験教室の内容を見直し、参加者の拡大を図ります。

② 環境教育の推進

- 環境パーク施設見学を受入れ、本市の行うごみの資源循環システムを紹介します。
- 出前講座を開催します。

基本方針 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

市内で排出されたごみの適正処理を持続するためには、将来を見越した体制の整備を図ることが必要です。

(1) 市民負担の公平化・適正化の取組み

本市は平成 12 年度から指定ごみ袋制度を導入し、ごみの減量化の促進に併せて排出量に応じた公平な負担をお願いしてきました。

これらのごみ袋処理手数料や直接搬入手数料また再生資源物の売払い料について、ごみ処理経費に充当していますが、全ての経費を賄えているわけではなく、不足については一般財源（税金）を充当しています。また、ライフスタイルの変化に伴い、家庭のごみの排出方法も変化しています。

このような現状を踏まえ、将来にわたる市民の負担のあり方を検討します。

① 指定ごみ袋処理手数料、搬入手数料のあり方の検討

- 市民や事業者の負担の公平化を図り、ごみの適正処理を将来にわたって持続するため、ごみ処理手数料のあり方を検討します。
- ごみの処理手数料はすべての市民生活に密接に関連する経費であることから、手数料のあり方の検討に併せて、関連部局と連携し、高齢者・障害者・子育て世帯等を対象とした指定ごみ袋無料配布制度を検討します。

② 指定ごみ袋容量（種別）及び素材の検討

- 世帯構成の変化に伴う一度に排出する量に合わせた指定袋の作成を検討します。
- 環境に配慮した素材（材質）の利用を検討します。

(2) 処理困難物※を適正に処理できる体制の整備

① 事業者による自主回収要請

- 家電 4 品目をはじめ処理困難物の販売店回収を依頼します。

② 処理困難物の廃棄方法の周知

- 本市で処理できない困難物及び廃棄方法を周知します（併せて収集事業者を紹介します。）。)

③ プラスチック類の適正処理手法の検討、実施

- 国の要請に合わせて、本市で排出されるプラスチック類の分別収集、中間処理等の適正処理手法を検討・実施します。

④ 捕獲鳥獣の処理

- 捕獲した鳥獣については、福知山市・舞鶴市・綾部市の 3 市で運営する中丹地域有害鳥獣処理施設で焼却処分を基本としますが、埋設処分や民間施設でのジビエ※利活用を行う場合もあります。

(3) 事業系ごみ、産業廃棄物の受入れ

① 事業系ごみの処理

- 事業系ごみについては自己処理を原則とし、独自ルートによる資源化及び適正処理を要請します。

② 産業廃棄物の処理

- 産業廃棄物については自己処理を原則とし、独自ルートによる資源化及び適正処理を要請します。
- 令和 7 年度から不燃系産業廃棄物の受入れを停止します。

(4) 施設の長寿命化、適正更新

① 環境パーク

本市のごみ処理施設は、稼働開始から 15 年以上を経過し、施設の維持管理や更

新に係るコストが増大することが見込まれます。このため、ごみ処理施設の適正な機能保全を図りつつ、L C C※を縮減するため、ストックマネジメント※の手法を導入し、施設の延命化を図る必要があります。

また、V F M※の比較により更新が必要な場合は、P P P※・P F I※の導入等、公共サービスの充実と効率的な施設運営手法を検討します。

② 中丹地域有害鳥獣処理施設

福知山市・舞鶴市・綾部市の3市で運営する中丹地域有害鳥獣処理施設については、平成27年度より稼働していますが、年々処理頭数が増加しています。

このため、メンテナンスと施設改修を適正に実施することにより、施設の機能保全を図ります。

基本方針 5 不法投棄対策を強化します。

(1) 不適正排出対策

① 透明ごみ袋の継続使用

- 透明指定ごみ袋を使用することで、ごみ袋の中身や他区分のごみの混入を収集時に確認し分別の徹底を図ります。

② 展開検査の実施

- 搬入される事業系ごみ及び産業廃棄物の展開検査を実施します。

(2) 不法投棄対策

① 不法投棄パトロールの実施

- 市内全域を対象とした不法投棄パトロールを実施します。
- 不法投棄警戒箇所※へ自治会の協力により啓発看板の設置を行います。
- 必要に応じて不法投棄監視カメラ等を設置します。

② 警察等関係機関との連携強化

- 警察や京都府と連携し、不法投棄対策を推進します。

③ 啓発

- 不法投棄は犯罪であり、広く市民に啓発を行います。

第3節 ごみの減量化及び資源化の目標

1 ごみの排出量及び処理量の見込み

(1) 将来人口の予測

将来人口の予測については、「国立社会保障・人口問題研究所（以下。「社人研」という。）」の推計人口（平成30年度）を採用します。

なお、社人研の推計人口は5年毎であることから、各年度間については直線回帰式にて算出しました。将来人口の予測値は表2-3-1及び図2-3-1に示すとおりです。

表 2-3-1 将来人口の予測

年 度	単位	実績人口及び 社人研推計人口	計画値	備 考
実 績	H28	人	79,602	
	H29	人	79,144	
	H30	人	78,532	
	R1	人	77,741	
予 測	R2	人	77,420	
	R3	人	77,058	
	R4	人	76,696	
	R5	人	76,334	
	R6	人	75,972	
	R7	人	75,610	中間年度
	R8	人	75,229	
	R9	人	74,849	
	R10	人	74,468	
	R11	人	74,088	
	R12	人	73,707	目標年度

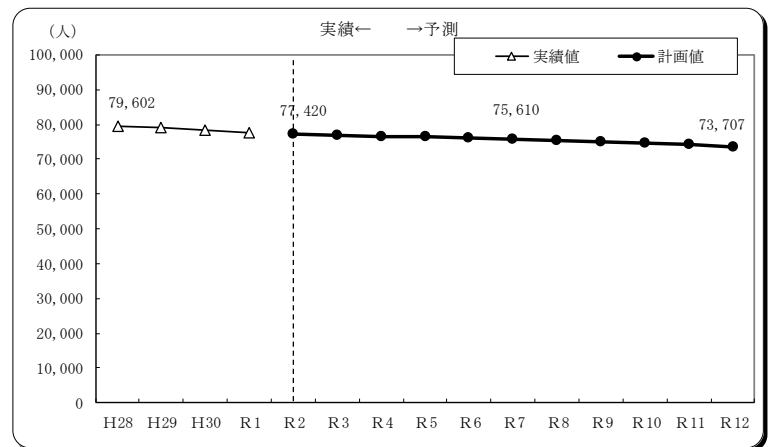


図 2-3-1 将来人口の予測

(2) ごみ排出量の予測※

① 家庭系ごみ・事業系ごみ

「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収ごみ」「産業廃棄物」の排出区分別に予測を行います。

現在の排出状況は、家庭系ごみ及び集団回収ごみが減少傾向、事業系ごみ及び産業廃棄物が増加傾向となっています。この状態が現状のまま推移する場合のごみ排出量は表2-3-2及び図2-3-2に示すとおりです。

表 2-3-2 ごみ排出量予測

区分\年度		実績	予 測				
		R 1	R 7		R 12		
				増減率		増減率	
行政区域内人口		人	77,741	75,610	-2.7%	73,707	-5.2%
	計画収集人口	人	77,741	75,610	-2.7%	73,707	-5.2%
	自家処理人口	人	0	0	-----	0	-----
ごみ総排出量（総合計）		t /年	31,977	31,544	-1.4%	31,195	-2.4%
一般廃棄物総排出量		t /年	24,620	23,988	-2.6%	23,530	-4.4%
	1人1日当たり排出量	g /人日	867.7	869.2	0.2%	874.6	0.8%
家庭系ごみ		t /年	15,035	14,627	-2.7%	14,259	-5.2%
	1人1日当たり排出量	g /人日	529.9	530.0	0.0%	530.0	0.0%
事業系ごみ		t /年	7,829	7,702	-1.6%	7,665	-2.1%
	1日当たり排出量	t /日	21.4	21.1	-1.4%	21.0	-1.9%
集団回収ごみ		t /年	1,756	1,659	-5.5%	1,606	-8.5%
	1人1日当たり排出量	g /人日	61.9	60.1	-2.9%	59.7	-3.6%
産業廃棄物総排出量		t /年	7,357	7,556	2.7%	7,665	4.2%

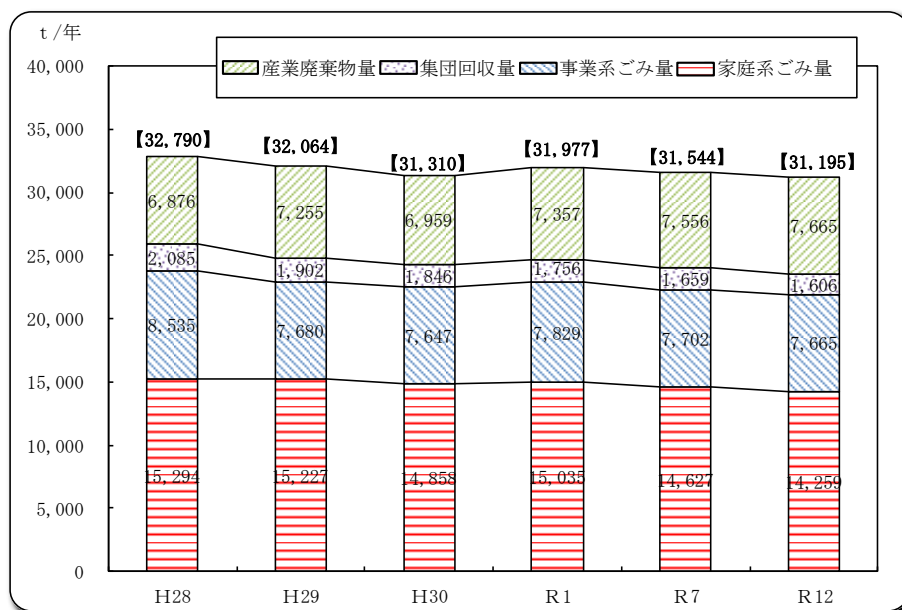


図 2-3-2 ごみ排出量予測

計画目標年度（令和 12 年度）におけるごみ総排出量は 31,195 t と総量では減少していますが、産業廃棄物量が 7,665 t と基準年度（令和元年度）に対して約 4% の増加となっています。また、一般廃棄物の 1 人 1 日当たり排出量では 874.6 g と基準年度に対して 6.9 g / 人日増加しています。

② 有害鳥獣

捕獲された有害鳥獣の処理頭数の予測を表 2-3-3 及び図 2-3-3 に示します。

表 2-3-3 有害鳥獣処理頭数予測

区分\年度		実 績				予 測	
		H28	H29	H30	R 1	R 7	R 12
処理頭数	頭	6,948	7,305	7,507	8,082	8,369	8,393
	福知山市	4,162	4,160	3,979	3,874	3,951	3,754
	舞鶴市	1,377	1,635	2,146	2,586	2,715	2,851
	綾部市	1,409	1,510	1,382	1,622	1,703	1,788

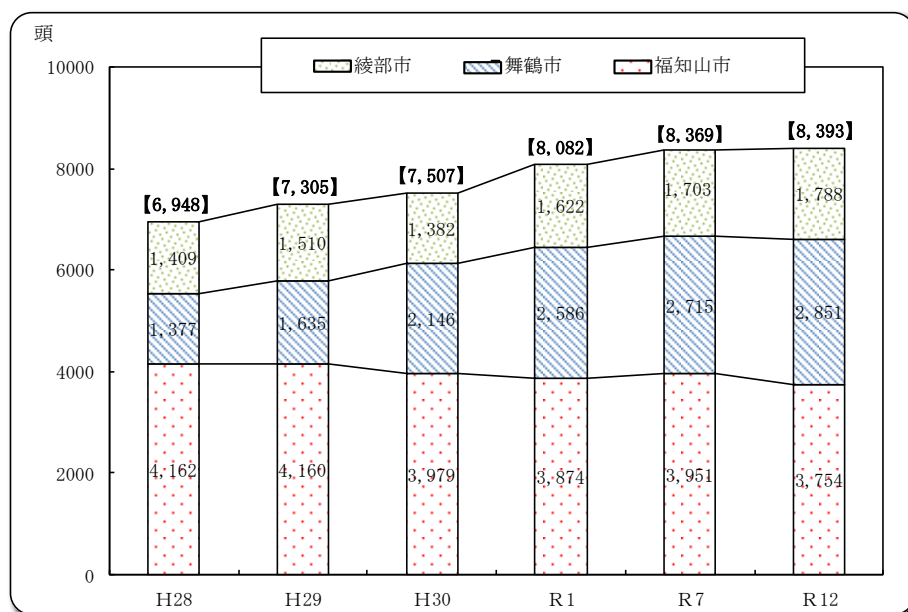


図 2-3-3 有害鳥獣処理頭数予測

(3) 最終処分容量*の予測

現状のまま推移する場合の最終処分量及び残余容量は表 2-3-4 及び図 2-3-4 に示すとおりです。

表 2-3-4 最終処分容量予測

項 目	単位	実績	目 標				
		R1	R6	R7	R9	R11	R12
最終処分容量	m ³ /年	21,262	18,891	18,236	17,883	17,489	17,281
直接埋立	m ³ /年	11,874	10,091	9,962	9,860	9,708	9,606
焼却残渣	m ³ /年	1,922	1,631	1,579	1,535	1,493	1,471
粗大処理残渣	m ³ /年	1,174	1,126	1,112	1,088	1,070	1,055
資源化処理残渣	m ³ /年	6,292	6,043	5,583	5,400	5,218	5,149
埋立処分場整備による拡大容量	m ³	80,000	70,000	0	40,000	150,000	0
埋立残余容量	m ³	124,908	65,203	40,610	32,125	134,628	111,308

※埋立残余容量*には覆土分（最終処分量*0.3）を含み試算。

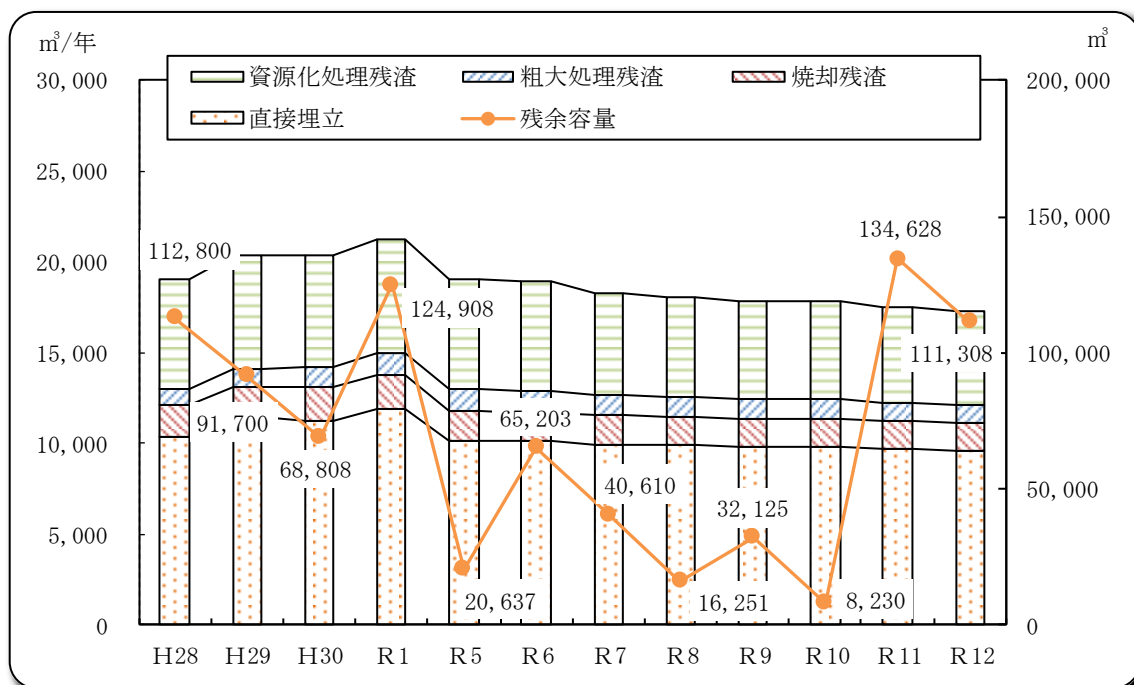


図 2-3-4 最終処分容量予測

2 ごみの排出抑制目標

基本方針の施策を実施することにより、排出抑制目標を次のとおり設定します。

ごみの排出抑制を行った場合のごみ排出量は表 2-3-5、図 2-3-5 及び図 2-3-6 に示すとおりとなります。

(1) 家庭系ごみの排出目標

中間年度（令和 7 年度）：家庭から排出される 1 人 1 日当たりの排出量
516.7 g（13.2 g の削減（元年度比 2.5%削減））

最終年度（令和 12 年度）：家庭から排出される 1 人 1 日当たりの排出量
503.5 g（26.4 g の削減（元年度比 5%削減））

表 2-3-5 排出量・処理量目標

区分／年度		実績	目 標			
			R 1	R 7	増減率	R 12
行政区域内人口	人	77,741	75,610	-2.7%	73,707	-5.2%
計画収集人口	人	77,741	75,610	-2.7%	73,707	-5.2%
自家処理人口	人	0	0	-----	0	-----
ごみ総排出量（総合計）	t / 年	31,977	24,278	-24.1%	23,110	-27.7%
一般廃棄物総排出量	t / 年	24,620	23,219	-5.7%	22,051	-10.4%
1人1日当たり排出量	g / 人日	867.7	841.3	-3.0%	819.6	-5.5%
家庭系ごみ	t / 年	15,035	14,260	-5.2%	13,546	-9.9%
1人1日当たり排出量	g / 人日	529.9	516.7	-2.5%	503.5	-5.0%
事業系ごみ	t / 年	7,829	7,300	-6.8%	6,899	-11.9%
1日当たり排出量	t / 日	21.4	20.0	-6.5%	18.9	-11.7%
集団回収ごみ	t / 年	1,756	1,659	-5.5%	1,606	-8.5%
1人1日当たり排出量	g / 人日	61.9	60.1	-2.9%	59.7	-3.6%
産業廃棄物総排出量	t / 年	7,357	1,059	-85.6%	1,059	-85.6%

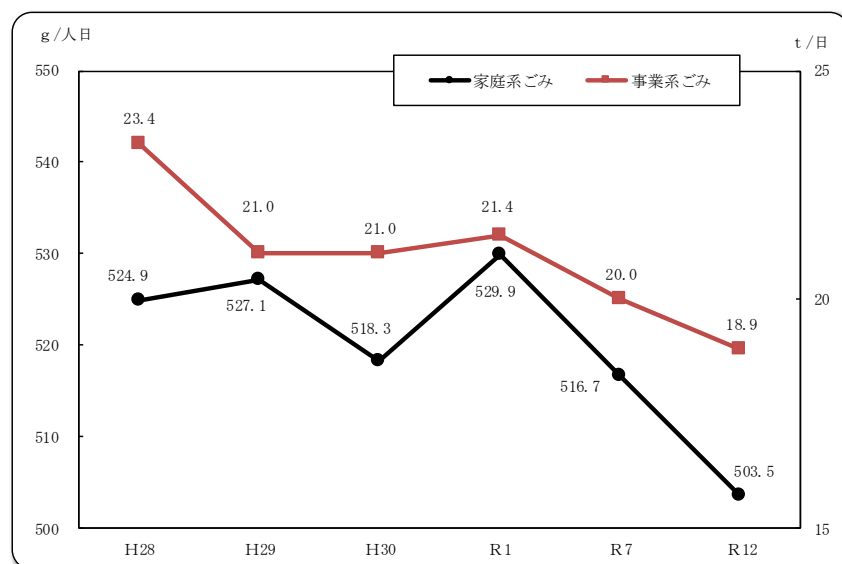


図 2-3-5 1人1日当たりごみ排出量目標

(2) 其他のごみの排出抑制による処理目標

排出抑制施策を実施することにより、環境パークの処理量削減目標を次のとおり設定します。

事業系ごみ量：中間年度（令和7年度）：基準年度比 5.0%以上の削減
最終年度（令和12年度）：基準年度比 10.0%以上の削減
産業廃棄物量：中間年度（令和7年度）：基準年度比 25.0%以上の削減
最終年度（令和12年度）：基準年度比 30.0%以上の削減
（不燃系産業廃棄物受入停止分を含み85%の処理量削減）

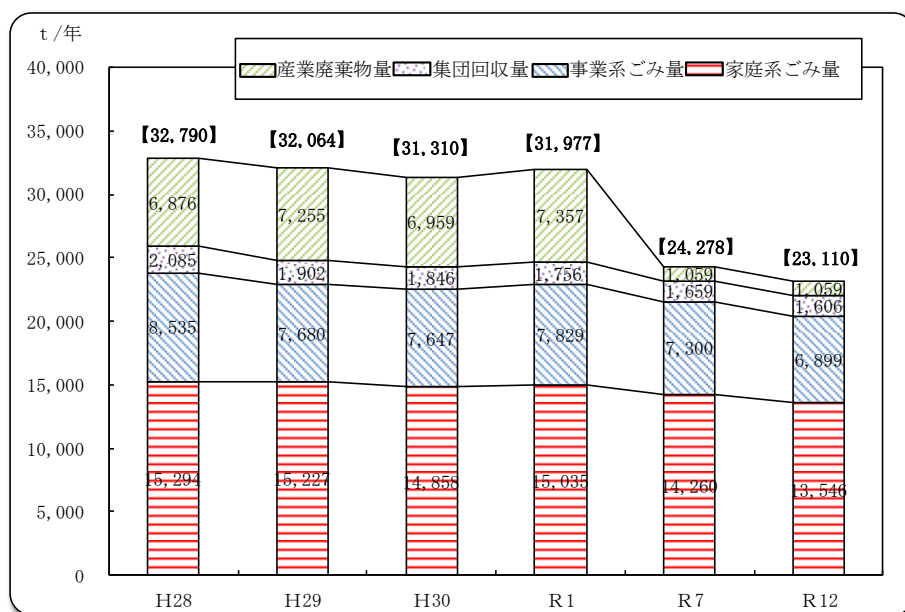


図 2-3-6 ごみ排出量目標

3 資源化※目標

基本方針 2 及び 3 の施策を実施することにより、一般廃棄物の資源化目標を次のとおり設定します。

中間年度（令和 7 年度）：27.0 %以上の資源化率※

最終年度（令和 12 年度）：28.0 %以上の資源化率

資源化促進を行った場合の資源化量は表 2-3-6 及び図 2-3-7 に示すとおりとなります。

表 2-3-6 資源化目標

項 目	単位	実績	目 標	
		R 1	R 7	R 12
ごみの総排出量	t / 年	24,620	23,219	22,051
資源化量	t / 年	3,997	6,270	6,381
直接資源化（保管含む）	t / 年	598	678	714
紙類	t / 年	598	678	714
中間処理による資源化	t / 年	1,642	1,932	2,060
紙類	t / 年	83	77	73
金属類	t / 年	259	241	228
ガラス類	t / 年	385	355	337
布類	t / 年	2	2	2
プラスチック類	t / 年	906	1,251	1,414
蛍光管・乾電池	t / 年	7	6	6
民間処理施設による資源化	t / 年	0	2,000	2,000
草・剪定枝	t / 年	0	2,000	2,000
拠点 廃食用油	t / 年	1	1	1
集団回収	t / 年	1,756	1,659	1,606
資源化率	%	16.2	27.0	28.9

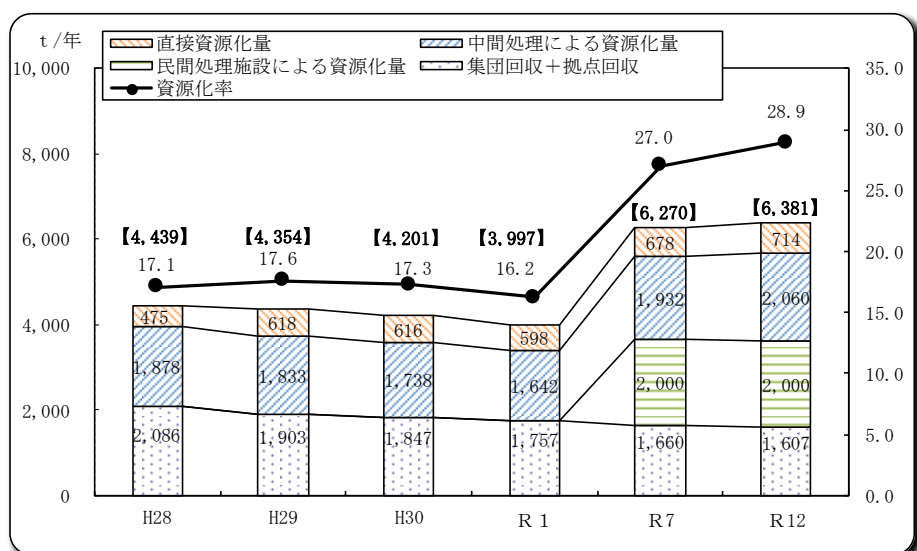


図 2-3-7 資源化目標

4 最終処分目標

基本方針 1、2 及び 4 の施策を実施することにより、搬入ごみ（廃棄物）の減量に併せて、最終処分量（残渣※量）の減量を図り、埋立処分場の延命化に取り組みます。

中間年度（令和 7 年度）：4,600 t / 年以下への減量
（最終処分率※：19.0% 以下）
最終年度（令和 12 年度）：4,300 t / 年以下への減量
（最終処分率：18.5% 以下）

最終処分量は表 2-3-7 及び図 2-3-8 に、最終処分容量は表 2-3-8 及び図 2-3-9 に示すとおりとなります。

表 2-3-7 最終処分量目標

項 目	単位	実績	計 画	
		R1	R 7	R 12
総処理量	t / 年	31,977	24,278	23,110
最終処分量	t / 年	11,452	4,522	4,211
直接埋立	t / 年	6,247	0	0
家庭系ごみ	t / 年	0	0	0
事業系ごみ	t / 年	0	0	0
産業廃棄物	t / 年	6,247	0	0
焼却残渣	t / 年	2,184	1,792	1,673
粗大処理残渣	t / 年	821	778	738
資源化处理残渣	t / 年	2,200	1,952	1,800
最終処分率	%	35.8	18.6	18.2

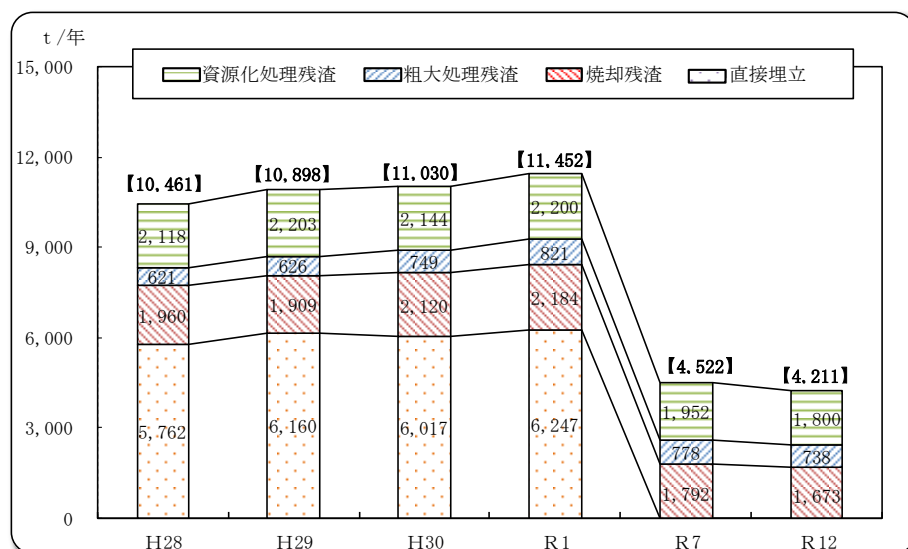


図2-3-8 最終処分量目標

表2-3-8 最終処分容量目標

項 目	単位	実績	目 標				
		R1	R 6	R 7	R 9	R 11	R 12
最終処分容量	m³/年	21,262	16,680	8,272	8,022	7,780	7,677
直接埋立	m³/年	11,874	7,900	0	0	0	0
焼却残渣	m³/年	1,922	1,611	1,577	1,534	1,493	1,473
粗大処理残渣	m³/年	1,174	1,126	1,112	1,088	1,070	1,055
資源化处理残渣	m³/年	6,292	6,043	5,583	5,400	5,218	5,149
埋立処分場整備による拡大容量	m³	80,000	70,000	0	40,000	150,000	0
埋立残余容量	m³	124,908	76,795	65,810	84,335	213,467	203,265

※埋立残余容量には覆土分（最終処分容量×0.3）を含み試算。

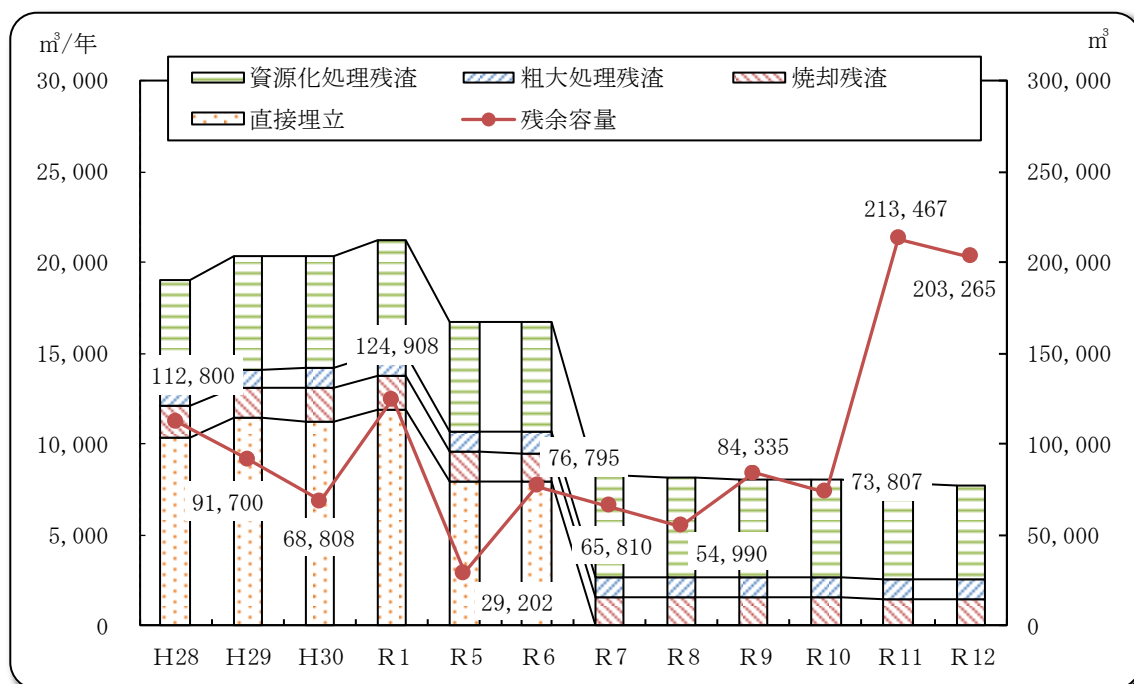


図2-3-9 最終処分容量目標

5 目標達成に向けた減量化・資源化に関するケーススタディー（取組事例紹介と効果の試算）

本市のごみ排出量及びごみ処理体制が現状のまま推移した場合、減量化・資源化等の目標を達成することは難しい状況です。

そのために、排出抑制や分別に取り組むことでごみの減量化や資源化を進めることが重要です。

ここでは、目標達成のために効果のある取組みについて、以下の内容について効果を試算しました。算出方法については、実現可能な内容や効果のほどを数値化し、市全体に対する普及率を考慮しています。

表 2-3-9 減量化・資源化に関するケーススタディー

【現状(令和元年度実績)】		
◆総排出量：31,977 t ◆資源化率：16.2% ◆最終処分量11,452 t ◆最終処分率：35.8%		
減 量 化 の 取 組 み	市民 の 取 組 み	取組事例① 食品ロスの減量（直接廃棄、過剰除去、食べ残しの段階的削減） 燃やすごみ中にある厨芥類（113.95 g/人・日）について、3切り運動を行うことで削減します。 削減目標は中間年度で5%、目標年度で10%とします。 R 7 : 113.95×5%=5.6 g/人日 R 12 : 113.95×10%=11.3 g/人日
		取組事例② 水切りの励行 厨芥類に含まれる水分を家庭での水切りを徹底することで削減を目指します。 削減目標は中間年度、目標年度ともに厨芥類の3%とします。 R 7 : 113.95×3%=3.4 g/人日 R 12 : 113.95×3%=3.4 g/人日
		取組事例③ 生ごみ堆肥化の促進 各家庭における生ごみ堆肥化を普及促進することで排出量を削減します。 削減目標は中間年度で普及率を3%、計画年度で普及率を5%とします。 なお、発生する厨芥類のうち70.0%を堆肥化することとします。 R 7 : 113.95×70%（厨芥類のうち堆肥化する割合）×3%（普及率）=2.3 g/人日 R 12 : 113.95×70%（厨芥類のうち堆肥化する割合）×5%（普及率）=3.9 g/人日
		取組事例④ その他家庭での排出抑制 各家庭生活において、ごみとにならないような買い物（エシカル消費 [※] ）を行うことで排出量を削減します。 削減目標は中間年度で3.0 g/人日、目標年度で10.0 g/人日とします。 【減量の目安】 5.0 g：食品トレイ1枚、紙コップ1個、割りばし1膳、レジ袋1枚 10.0 g：紙皿1枚、キャベツの葉1枚 30.0 g：洗剤容器1個、紙パック（1,000ml）1個
	事業者 の 取 組 み	取組事例① 燃やすごみとして排出している紙類の資源化促進 燃やすごみとして出されているごみのうち紙類については、古紙回収業者の活用や近隣事業所とオフィス町内会により資源化等に取り組むことで排出量を削減します。
		取組事例② 燃やすごみとして排出しているプラスチック類の資源化促進 燃やすごみとして出されているごみのうちプラスチック類については、古紙回収業者等の活用により資源化等に取り組むことで排出量を削減します。
		取組事例③ 過剰包装の抑制 消費実態に合わせた容器包装の簡素化に努めることで、ごみの排出量を削減します。
		取組事例④ 環境物品等の使用促進・使い捨て品の使用抑制 トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに使い捨て品の使用を抑制することで排出量を削減します。
		取組事例⑤ 食品廃棄物等の排出抑制 食品廃棄物を減らす自らの取組みを適切に情報提供することにより、市民（消費者）の理解の促進に努め、家庭系ごみの排出を削減します。
取 市 組 の み	取組①	不燃系産業廃棄物処理手数料の改定 令和2年度からの不燃系産業廃棄物処理手数料改定によるインセンティブにより25.0%を削減します。
	取組②	不燃系産業廃棄物の受け入れ停止 令和7年度より不燃系産業廃棄物の受入れを停止します。

資源化の取組み	(家庭系取組み)	取組①	その他プラスチック製容器包装廃棄物の分別回収 現在も分別しているその他プラスチック製容器包装は潜在的に他の区分に混ざっています。 「市町村分別収集計画の手引き」にあるごみ排出量中のプラスチック製容器包装の割合と本市の回収量の差について、回収量を中間年度で20.0%、目標年度で30.0%程度とします。 R 7 : 5.0 g/人日 R 12 : 8.0 g/人日
		取組②	プラスチックごみの資源化 現在、他の区分に混ざっているプラスチックごみについて国の方針に沿った形での資源化に取り組みます。 R 7 : 5.0 g/人日 R 12 : 5.0 g/人日
	(事業系取組み)	取組①	プラスチックごみの資源化 現在、他の区分に混ざっているプラスチックごみについて国の方針に沿った形での資源化に取り組みます。 R 7 : 5.0 g/人日 R 12 : 10.0 g/人日
		取組②	草・剪定枝の資源化 焼却処理されている草・剪定枝について、民間処理事業者により実施している固形燃料化を推進します。 R 7 : 5.48 t/日 R 12 : 5.48 t/日
【減量・資源化目標（令和12年度）】			
◆総排出量：23,110 t ◆資源化率：28.9% ◆最終処分量：4,211 t ◆最終処分率：18.2%			

第3章 福知山市の概要とごみ処理体制

第1節 福知山市の概要

1 自然・社会状況

(1) 位置・面積

本市の位置を図3-1-1に示します。

本市は、京都府の北西部に位置し、西は兵庫県と接しています。また、丹波・丹後・但馬により形成される「三たん地域」の中央部にあります。

京都市・神戸市からは直線で約60km、大阪市からは約70kmの距離にあり、国道9号をはじめとする多くの国道や近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、JR山陰本線・JR福知山線及び京都丹後鉄道宮福線などが通る北近畿の交通の結節点となっています。

本市は北近畿の玄関口として、JR福知山駅の高架化（平成17年11月26日）など福知山駅周辺整備事業の促進や恵まれた自然環境を生かしながら、「多様性あふれる高次機能都市」を推進し、交通・通信の拠点として発展してきました。

また、JR福知山駅及び国道9号沿いに広がる市街地と、その周辺の農山村地域により構成され、由良川をはじめ、その支流である土師川、牧川、宮川などが流れています。

本市の範囲は東西37.1km、南北34.3km、面積は552.54km²であり、京都府全体の面積4,612.2km²の約12%を占めています。



図3-1-1 本市の位置

(2) 気候

本市の気象概要を表3-1-1に、月別気温、月別降水量及び24時間最大降水量を図3-1-2及び図3-1-3に示します。

本市の降雨は、夏から秋にかけて多く冬に比較的少ないパターンを示し、旧三和町を除き豪雪地帯でもあります。過去5年間の平均年間降水量は1,938mmとなっています。気温は平成30年で最高が8月の39.6℃、最低が2月の-7.1℃となっています。

表3-1-1 気象概要（福知山地域気象観測所 平成26年～平成30年）

	年降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	年間日照時間
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(m/s)	(時間)
平成26年	1,957	14.6	36.9	-3.6	1.5	8.8	1,498
平成27年	1,843	15.1	37.8	-5.1	1.4	9.9	1,533
平成28年	1,862	15.5	37.4	-6.1	1.5	10.3	1,519
平成29年	1,860	14.4	36.4	-4.9	1.4	11.1	1,656
平成30年	2,170	15.0	39.6	-7.1	1.5	14.9	1,715

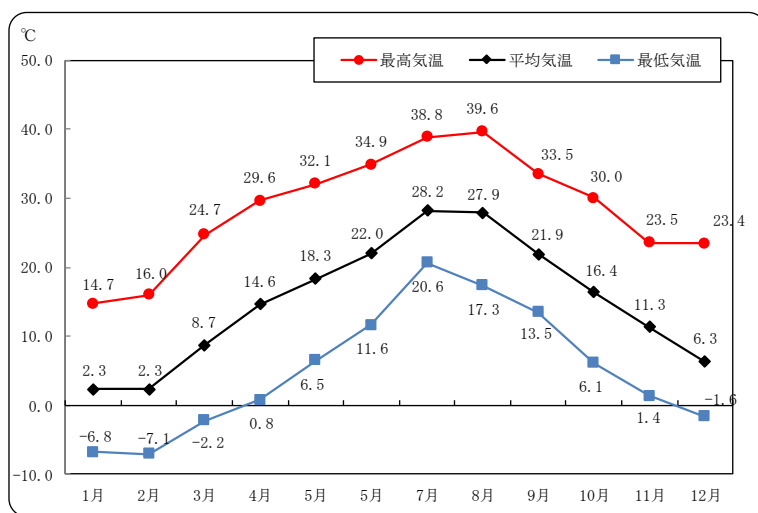


図3-1-2 月別気温（福知山地域気象観測所 平成30年）

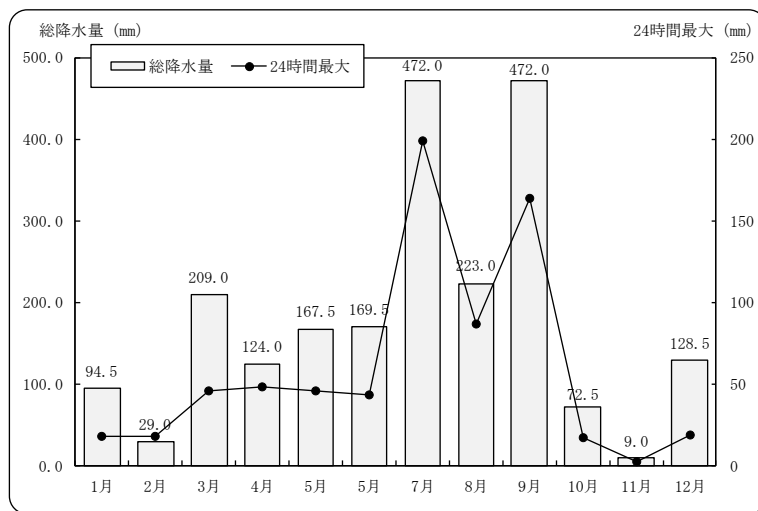


図3-1-3 月別降水量及び24時間最大降水量（福知山地域気象観測所 平成30年）

(3) 土地利用

本市における過去5年間の土地利用の推移を表3-1-2に示します。宅地や雑種地は増加していますが、山林をはじめ田、畑などは減少しています。

表3-1-2 地目別土地利用の推移

区 分		年 次					増減 (27～31)
		平成 27 年	28 年	29 年	30 年	31 年	
田	千㎡	33,161	33,109	33,013	32,949	32,874	-287
畑	千㎡	12,540	12,462	12,318	12,236	12,052	-488
宅 地	千㎡	15,241	15,298	15,353	15,391	15,479	238
池 沼	千㎡	80	78	78	78	78	-2
山 林	千㎡	94,283	94,283	93,748	93,029	93,122	-1,161
原 野	千㎡	6,175	6,169	6,160	6,119	6,010	-165
雑種地	千㎡	4,132	4,213	4,241	4,341	4,343	211
総 数	千㎡	165,612	165,612	164,911	164,143	163,958	-1,654

注) 各年1月1日現在

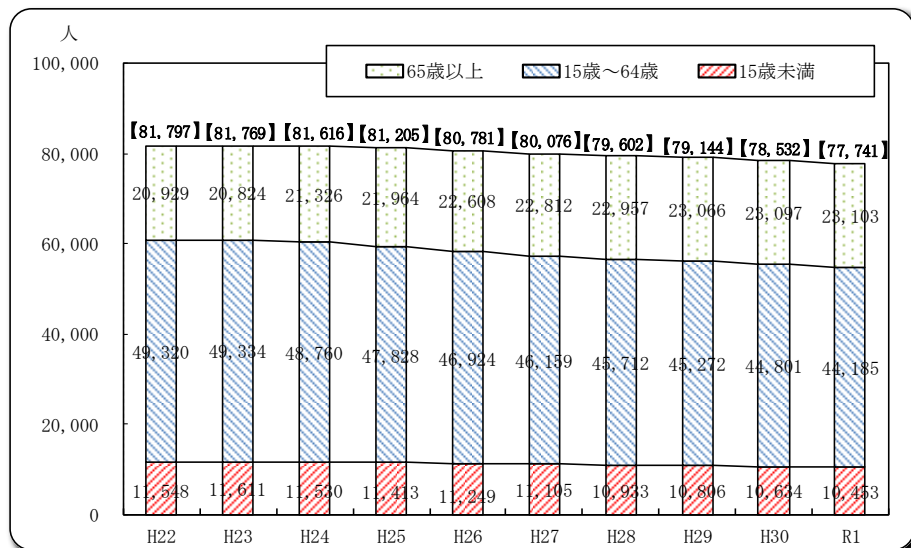
課税の対象にならない土地を除く

出典：福知山市統計書 令和元年版

(4) 人口

本市における最近10年の人口の推移は図3-1-4に示すとおりですが、継続的な減少傾向が見られます。

令和元年9月の年齢別区分では高齢化率（65歳以上）が29.7%となっており、現状全国平均である28.1%（令和元年版高齢社会白書より）を上回っています。人口急増期の団塊の世代が高齢期を迎えており、高齢化がさらに進むと予測されます。



出典：福知山市統計書 令和元年版

図3-1-4 人口の推移

(5) 産業

① 産業全般

本市における産業別就業者数の推移を表3-1-3に示します。

表3-1-3 産業別就業者数の推移

区 分	平成 24 年		平成 28 年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第一次産業	484	1.3	224	0.6
第二次産業	10,778	29.3	10,790	28.9
第三次産業	25,502	69.4	26,352	70.5
総 数	36,764	100.0	37,366	100.0

出典：福知山市統計書 令和元年版（公務を除く）

② 農業

本市における農家数の推移及び経営耕地面積を表3-1-4に示します。
総農家数の47%を自給的農家が占めています。

表3-1-4 農家戸数の推移

年 度	総農家数	自給的 農家数	販売農家			
			総数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
平成 27 年	3,915	1,853	2,062	682	121	1,259

出典：福知山市統計書 令和元年版

③ 工業

本市における工業の推移を表3-1-5に示します。

表3-1-5 工業の推移

年 度	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
	(事業所)	(人)	(億円)
平成 25 年	159	7,749	2,515
平成 26 年	151	7,630	2,890
平成 27 年	160	7,283	2,802
平成 28 年	141	7,469	2,800
平成 29 年	152	7,733	2,980

注) 従業員4人以上の事務所

出典：福知山市統計書 令和元年版

2 ごみ処理の概要

(1) ごみ処理施設概要

本市のごみ処理施設の概要を表 3-1-6 に示します。

表 3-1-6 ごみ処理施設の概要

施設名	所在地
福知山市環境パーク	福知山市字牧285番地
施設内用途	設備名
中間処理施設	
焼却施設	ごみ焼却施設
資源化・破砕施設	リサイクルプラザ
粗大ごみ処理施設	木材処理施設
	粗大ごみ処理施設
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	不燃物埋立処分場（第Ⅰ期）
	不燃物埋立処分場（第Ⅱ期）
	不燃物埋立処分場（第Ⅲ期）
三和町一般廃棄物最終処分場	福知山市三和町梅原305番地1
施設内用途	設備名
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	三和町一般廃棄物最終処分場
夜久野町不燃物処理場	福知山市夜久野町大油子252番地
施設内用途	設備名
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	夜久野町不燃物処理場
大江町一般廃棄物最終処分場	福知山市大江町三河650番地
施設内用途	設備名
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	大江町一般廃棄物最終処分場
大江町二俣不燃物処理場	福知山市大江町二俣43番地
施設内用途	設備名
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	大江町二俣不燃物処理場
中丹地域有害鳥獣処理施設	福知山市大江町三河959番地
施設内用途	設備名
中間処理施設	
焼却施設	有害鳥獣処理施設

(2) ごみ処理概要

令和元年度の本市のごみ処理概要を図 3-1-5、図 3-1-6 に示します。

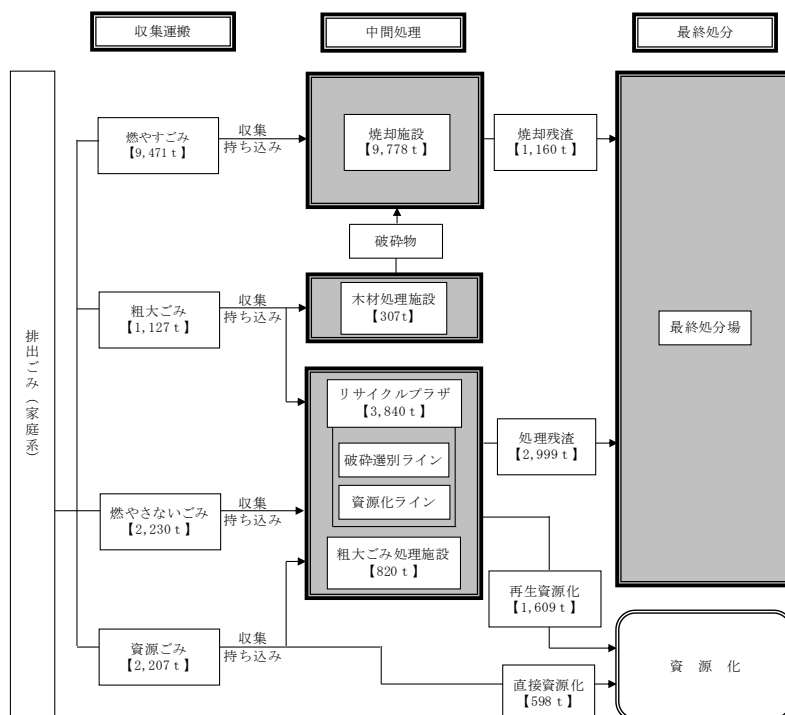


図 3-1-5 ごみ処理概要図（家庭系）

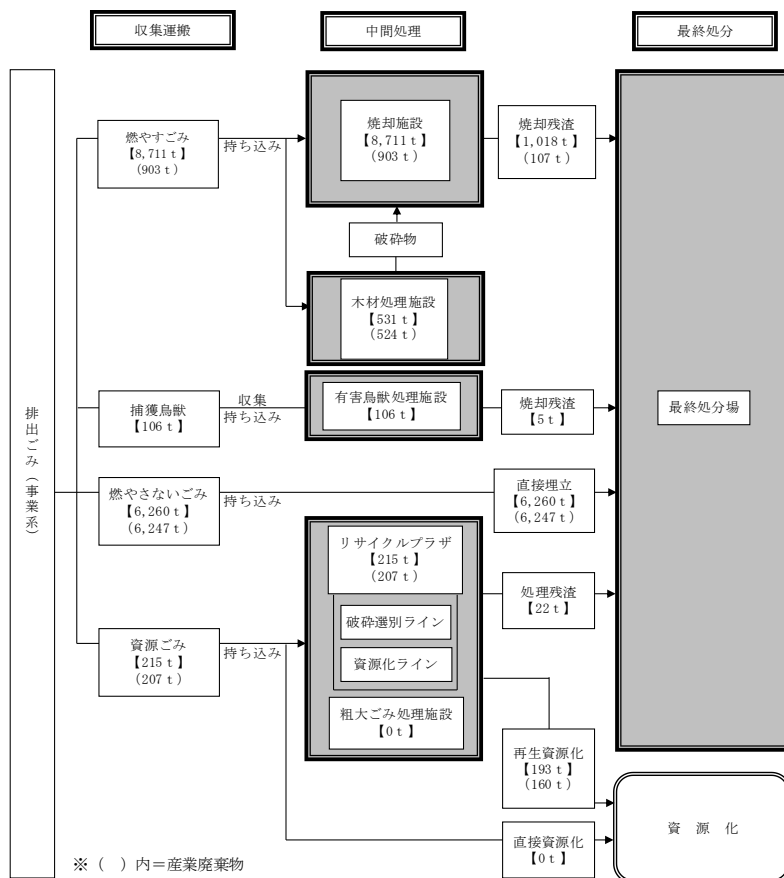


図 3-1-6 ごみ処理概要図（事業系）

(3) ごみ処理量の概要

本市のごみ処理量等を表 3-1-7～表 3-1-10 及び図 3-1-7～図 3-1-10 に示します。

① 環境パーク

表 3-1-7 ごみ処理量

項 目	単位	H28	H29	H30	R1
ごみの総排出量	t / 年	32,790	32,064	31,310	31,977
一般廃棄物総処理量（集団回収ごみを含む）	t / 年	25,914	24,809	24,351	24,620
ごみ処理量（家庭系ごみ+事業系ごみ）	t / 年	23,829	22,907	22,505	22,864
家庭系ごみ	t / 年	15,294	15,227	14,858	15,035
収集ごみ	t / 年	13,638	13,502	13,312	13,332
燃やすごみ	t / 年	9,658	9,297	9,100	9,168
燃やさないごみ	t / 年	1,829	1,887	1,897	1,891
粗大ごみ	t / 年	77	76	85	91
資源ごみ	t / 年	2,074	2,242	2,230	2,182
持ち込みごみ	t / 年	1,656	1,725	1,546	1,703
燃やすごみ	t / 年	535	393	281	303
燃やさないごみ	t / 年	254	471	322	339
粗大ごみ	t / 年	831	836	920	1,036
資源ごみ	t / 年	36	25	23	25
事業系ごみ	t / 年	8,535	7,680	7,647	7,829
燃やすごみ（可燃性粗大含む）	t / 年	8,391	7,637	7,589	7,808
燃やさないごみ	t / 年	143	38	40	13
資源ごみ	t / 年	1	5	18	8
集団回収ごみ	t / 年	2,085	1,902	1,846	1,756
産業廃棄物総処理量	t / 年	6,876	7,255	6,959	7,357
燃やすごみ	t / 年	885	880	740	903
燃やさないごみ	t / 年	5,762	6,160	6,017	6,247
資源ごみ	t / 年	229	215	202	207

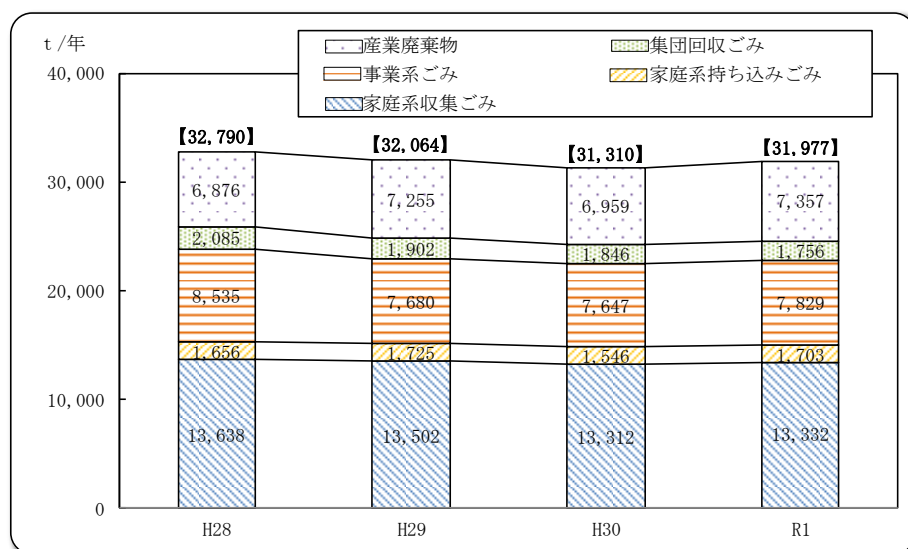


図 3-1-7 ごみ処理量

表 3-1-8 ごみの資源化量

項 目	単位	H28	H29	H30	R1
資源化量	t /年	2, 615	2, 655	2, 542	2, 447
直接資源化（保管含む）	t /年	475	618	616	598
紙類	t /年	475	618	616	598
中間処理による資源化	t /年	2, 139	2, 036	1, 925	1, 848
紙類	t /年	76	78	77	83
金属類	t /年	450	421	334	269
ガラス類	t /年	575	569	523	521
布類	t /年	0	2	3	2
プラスチック類	t /年	976	935	953	966
蛍光管・乾電池	t /年	62	31	35	7
拠点 廃食油	t /年	1	1	1	1

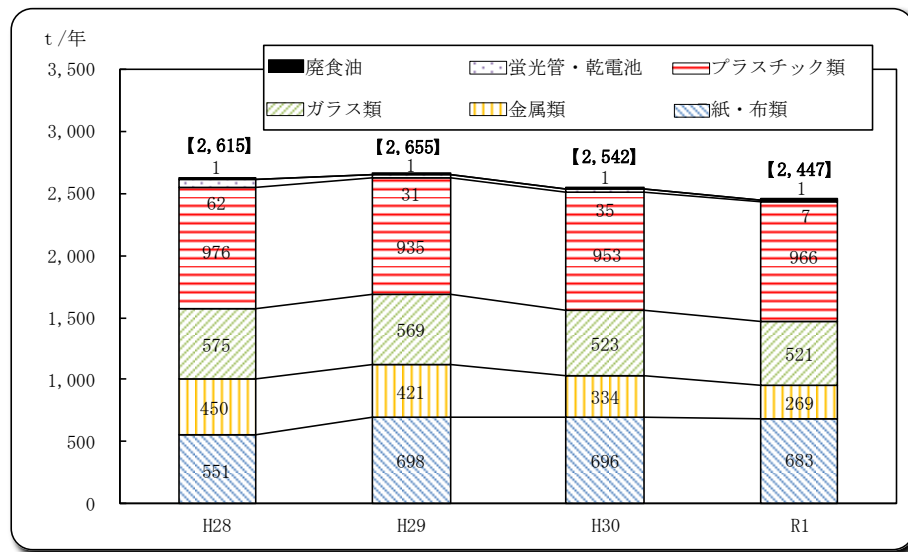


図 3-1-8 ごみの資源化量

表 3-1-9 指定ごみ袋の販売数

項 目				単位	H28	H29	H30	R1
区 分			容量					
燃やすごみ	袋の種類	大	45ℓ	枚	757,500	774,000	749,500	790,500
		中	30ℓ	枚	875,500	886,500	869,000	913,000
		小	20ℓ	枚	830,000	834,000	845,000	954,500
		計		枚	2,463,000	2,494,500	2,463,500	2,658,000
	世帯数			世帯	35,918	36,152	36,169	36,193
	世帯当たり使用枚数			枚/世帯	68.6	69.0	68.1	73.4
燃やさないごみ	袋の種類	大	45ℓ	枚	402,500	426,500	405,000	457,500
		中	30ℓ	枚	150,000	133,000	133,500	164,000
		小	20ℓ	枚	93,000	74,500	79,000	116,000
		計		枚	645,500	634,000	617,500	737,500
	世帯数			世帯	35,918	36,152	36,169	36,193
	世帯当たり使用枚数			枚/世帯	18.0	17.5	17.1	20.4
容器包装プラスチック	袋の種類	大	45ℓ	枚	484,500	498,500	488,000	560,540
		中	30ℓ	枚	466,000	451,000	455,000	492,000
		小	20ℓ	枚	201,500	186,500	189,500	237,000
		計		枚	1,152,000	1,136,000	1,132,500	1,289,540
	世帯数			世帯	35,918	36,152	36,169	36,193
	世帯当たり使用枚数			枚/世帯	32.1	31.4	31.3	35.6

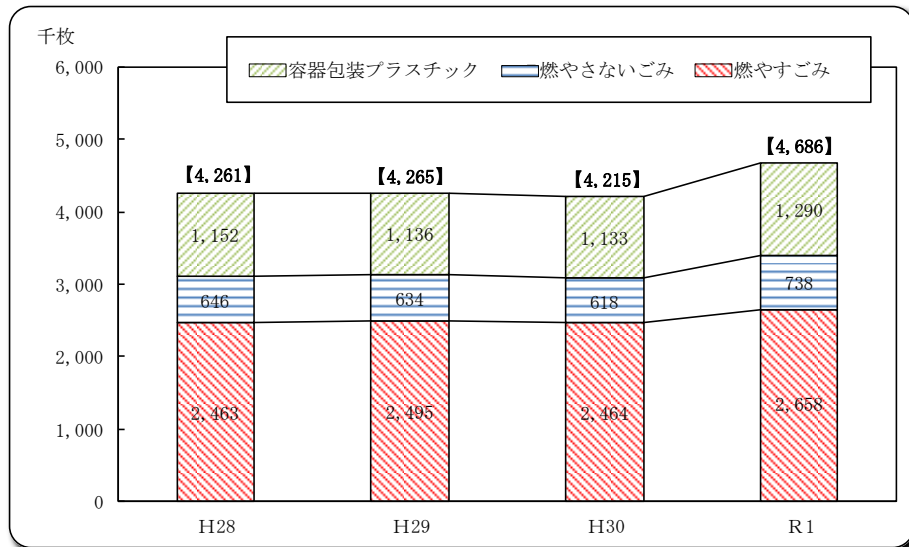


図 3-1-9 指定ごみ袋の販売数

②有害鳥獣処理施設

表 3-1-10 捕獲鳥獣の処理量

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
処理頭数	頭	921	6,948	7,305	7,507	8,082
福 知 山 市	頭	739	4,162	4,160	3,979	3,874
舞 鶴 市	頭	94	1,377	1,635	2,146	2,586
綾 部 市	頭	88	1,409	1,510	1,382	1,622
焼却処理量	t	31.6	185.9	193.3	198.0	231.5
福 知 山 市	t	25.2	109.0	110.8	101.5	106.4
舞 鶴 市	t	2.8	31.1	39.5	51.4	72.5
綾 部 市	t	3.6	45.8	43.0	45.1	52.6

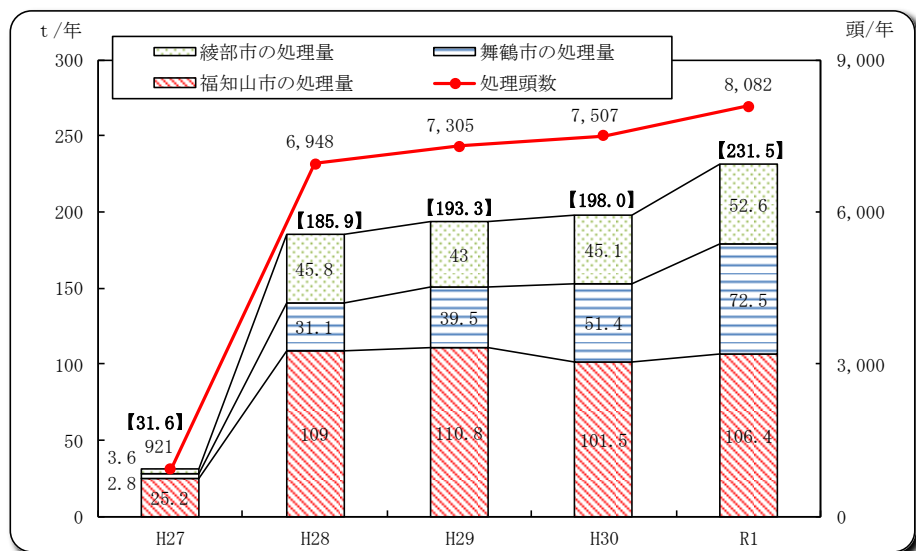


図 3-1-10 捕獲鳥獣の処理量

(4) ごみ処理経費の概要

本市のごみ処理経費を表 3-1-11～表 3-1-12 及び図 3-1-11 に示します。

表 3-1-11 ごみ処理に係る費用（歳入）（単位：千円）

項 目			H28	H29	H30	R1
歳 入（千 円）	特定財源	国庫支出金	244,803	2,533	42,201	2,486
		都道府県支出金	13,896	29,258	14,033	13,926
		地方債	282,100	133,500	129,300	97,400
		使用料及び手数料	449,358	451,538	440,306	465,431
		家庭系ごみ処理手数料	143,443	140,301	140,743	163,362
		持ち込みごみ処理手数料	14,685	12,932	12,949	22,486
		指定ごみ袋販売手数料	126,230	124,878	125,010	138,590
		粗大ごみ収集手数料	2,528	2,491	2,784	2,286
		事業系ごみ処理手数料	141,105	141,372	136,433	132,017
		産業廃棄物処理手数料	164,810	169,865	163,130	170,052
		再生資源物売払収入	27,524	33,549	29,325	28,180
		計	1,017,681	650,378	655,165	607,423
	一般財源	691,988	676,249	675,105	657,496	
	合計	1,709,669	1,326,627	1,330,270	1,264,919	

表 3-1-12 ごみ処理に係る費用（歳出）（単位：千円）

項 目				H28	H29	H30	R1
歳 出（千 円）	建設改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0
			中間処理施設	500,044	13,122	10,273	8,249
			最終処分場	0	60,562	113,215	0
			その他	4,590	0	0	15,579
			小計	504,634	73,684	123,488	23,828
		調査費	10,685	0	3,355	0	
		計	515,319	73,684	126,843	23,828	
	処理費及び維持管理費	人件費	一般職	133,098	136,609	120,445	121,881
			収集運搬職	0	0	0	0
			中間処理職	0	0	0	0
			最終処分職	0	0	0	0
			小計	133,098	136,609	120,445	121,881
		処理費	中間処理費	215,817	295,164	269,991	299,144
			最終処分費	14,748	16,337	24,491	21,525
			小計	230,565	311,501	294,482	320,669
		車両等購入費		0	4,419	0	0
		委託費	収集運搬費	445,854	457,746	458,068	462,309
			中間処理費	286,422	254,370	250,897	266,647
			最終処分費	13,519	53,962	53,612	48,826
			その他	7,478	13,313	11,765	3,965
			小計	753,273	779,391	774,342	781,747
		調査研究費		4,288	0	0	0
		計	1,121,224	1,231,920	1,189,269	1,224,297	
		その他		73,126	21,023	14,158	16,794
		合計		1,709,669	1,326,627	1,330,270	1,264,919
計画収集人口（人）			79,602	79,144	78,532	77,741	
一人当たり処理費（円/人）			21,478	16,762	16,939	16,271	
ごみ処理量※（t）			30,705	30,162	29,464	30,221	
1t当たり処理費（円/t）			55,680	43,983	45,149	41,856	

※ごみ処理量＝一般廃棄物量＋産業廃棄物量－集団回収量

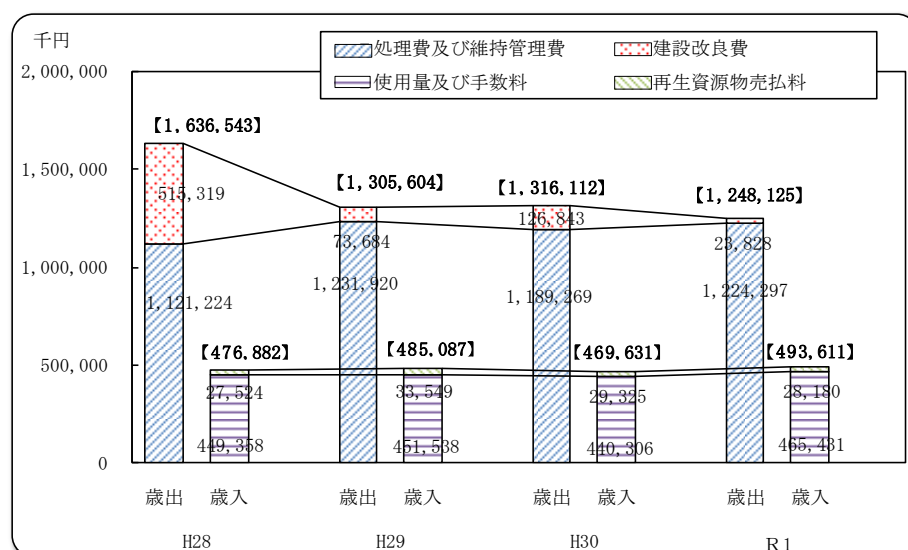


図 3-1-11 ごみ処理に係る費用（歳入及び歳出）

第2節 福知山市のごみ処理体制

1 ごみの適正処理

(1) ごみ処理フロー

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法をそれぞれ以下のとおり定めます。

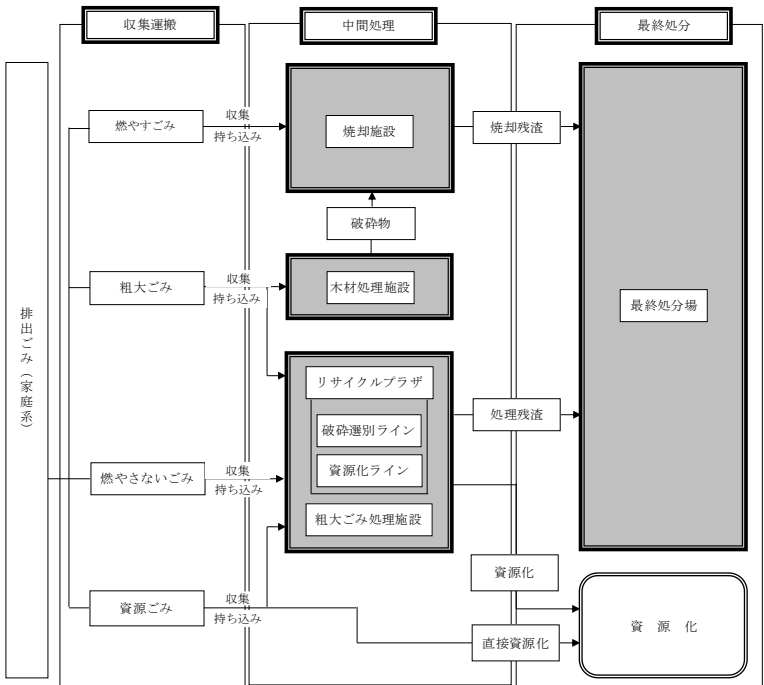


図 3-2-1 家庭系ごみ処理フロー

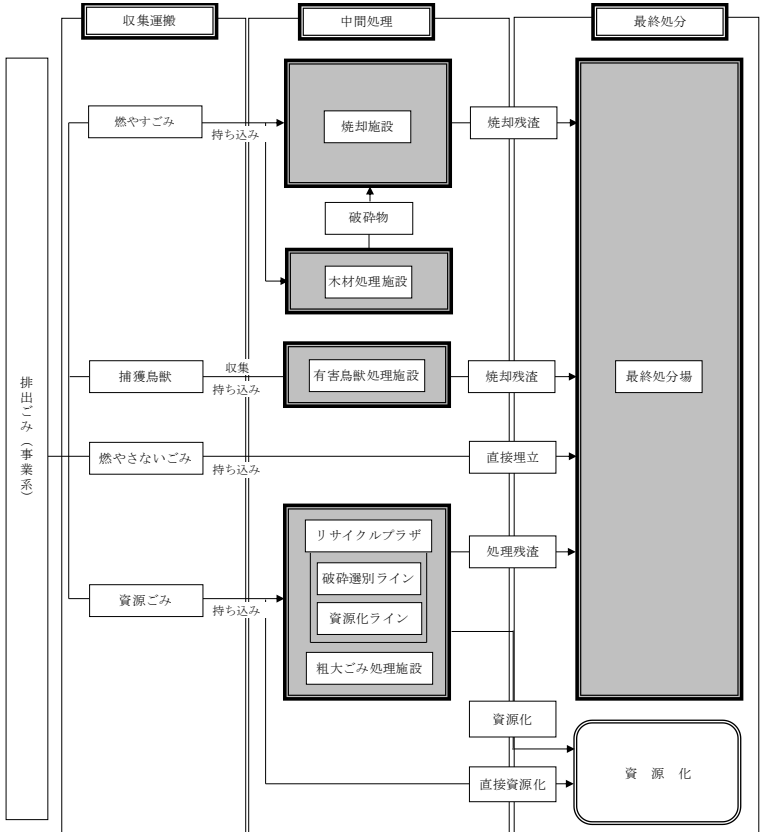


図 3-2-2 事業系ごみ処理フロー

(2) 適正処理困難物

ごみの性状等により適正処理が困難なごみについては、本市で収集運搬・処理を行わず、販売店・購入店・専門業者での引き取りを依頼することとします。

表 3-2-1 適正処理困難物の一覧

種	別	備 考
施設の処理能力により処理ができないもの		
生活環境に悪影響があるもの	PCB、石綿を含むもの	家庭ごみのみ受入可
爆発、火災その他危険性があるもの	ガスボンベ、ガソリン、石油、シンナー、廃油類	
	消火器、発煙筒、火薬類	
	オイルヒーター	
	充電式電池（リチウムイオン電池等）	
毒性があるもの	農薬、劇薬、薬品類及び容器	
	水銀を含むもの（水銀体温計等）	家庭ごみのみ受入可
	強酸性、強アルカリ性の液状のもの	
感染性があるもの	注射針、注射器具、医療系ごみ	
処分できないもの	液体類	
	石、砂利、土砂等	
	コンクリートガラ	家庭ごみのみ受入可
	大型の金庫	家庭ごみのみ受入可
	木うす、枕木	家庭ごみのみ受入可
	その他、本市環境パークで適正に処理できないもの	
施設の処理能力により持ち込み制限を行うもの		
処理能力を超えるものとして指定	木の幹 長さ2m以上又は直径25cm以上のもの	
	木の根 長さ2m以上又は直径25cm以上のもの 土・石の付着したもの	
	青竹 長さ1m以上又は直径10cmを超えるもの 土・石の付着したもの	
	竹（乾燥したもの・枯れたもの） 長さ2m以上のもの	
	草・剪定枝 長さ1m以上又は直径10cmを超えるもの 土の付着したもの	家庭系ごみのみ受入可とし、事業系ごみは受入れを停止する。 停止時期については実施計画で定める。
	量	家庭系ごみのみ受入可とし、事業系ごみは受入れを停止する。 停止時期については実施計画で定める。
	ピアノ、大型の（電気、電子）オルガン 長さ、幅とも2m以内に分解し、金属類が外してあること	
リサイクル関係法令の規定により市で処理をしないもの		
家電リサイクル法によるもの	家庭用エアコン	
	テレビ（ブラウン管、液晶式、プラズマ式）	
	冷蔵庫、冷凍庫	
	洗濯機、衣類乾燥機	
建設リサイクル法によるもの	特定建設資材（コンクリートガラ等）	
パソコンリサイクル法によるもの	パソコン等	
自動車リサイクル法等によるもの	タイヤ、バッテリー、エンジンが付いたもの	

2 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

(1) 分別の区分

① 家庭系ごみの分別区分

本市で排出される家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は表3-2-2に示すとおりです。

市内事業所で排出される廃棄物のうち、表3-2-3に示すものを産業廃棄物とし、それ以外のものを事業系ごみとします。

表 3-2-2 家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分

分別区分			内容（分別の細目）	
家庭系ごみ	燃やすごみ		紙類、写真、生ごみ、木類、剪定くず、草類、食用油類、皮革製品などの天然由来（動植物性）製品、衣類（動植物性）、生理用品、紙おむつ、たばこの吸い殻、下着など	
	燃やさないごみ		金物類、陶磁器類、紙製品で裏がアルミになっているもの、チューブ類（マヨネーズなどで、汚れのとれないもの）、梱包用ベルト、その他テープ、ひも類、ビデオ・CDなどのケース、靴、プラスチックスプーン、ストロー、カミソリ、刃物、ガラス、コップ類、乳白色びん、電球、LED照明機器、点灯管（グローランプ）、衣類（化学繊維） など	
	資源ごみ	容器包装プラスチック類		プラのリサイクルマーク表示のあるもの 例）ドレッシング・乳酸飲料・シャンプー・洗剤・カップめん・プリン、卵パック、ボトルのキャップ、ペットボトルのラベル、パン・お菓子などの袋、カップめんの外フィルム、レジ袋、生鮮食品などのトレイ、発泡スチロールなどの緩衝材 など
		再生資源物	空き缶	ジュース、魚缶、菓子缶、果物缶 など
			スプレー缶等	制汗スプレー、携帯用ガスボンベ など
			透明びん	透明なびん
			茶色びん	茶色のびん
			その他びん	透明・茶色以外のびん、何色か判別が難しいびん
			紙パック	牛乳パックや内側が銀色ではない酒パック など
			ペットボトル	ペットボトルのリサイクルマーク表示のあるもの
			新聞	新聞
			雑誌等	雑誌、本、折込チラシ、紙箱、パンフレット、カタログ など
		ダンボール	ダンボールのリサイクルマーク表示のあるもの	
		有害ごみ	蛍光管	電球型蛍光管を含む
			乾電池等	乾電池、水銀体温計、水銀血圧計
			ライター	金属製オイルライターや使い捨ての多目的ライターを含む
粗大ごみ・一時多量ごみ			机、椅子、ソファーなど指定ごみ袋に入らないもの	
動物の死体			犬、猫などの愛玩動物	
事業系ごみ	燃やすごみ		産業廃棄物ではないゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物	
	燃やさないごみ		有害鳥獣焼却灰、側溝堆積物等	
	資源ごみ	草・剪定枝	草・剪定枝	

表 3-2-3 産業廃棄物の区分

業種	種類	区分	具体的品目（例）
全ての業種	燃え殻	不燃	廃棄物焼却灰・灰かす・石灰かす・コークス灰
	汚泥	不燃	工場排水等の処理後に残るもの・製造工程で生ずるもの など
	廃プラスチック類	不燃	発泡スチロール・ペットボトル・塩ビ・バンパー・ビニール類など全てのプラスチック製品
	ゴムくず	可燃	天然ゴム
	金属くず	不燃	鉄くず・トタン・スチール製品・空き缶・非鉄金属類
	ガラス・陶磁器くず	不燃	ガラス破片・ガラス繊維・食器・びん
	鉱さい	不燃	鋳物廃砂・粉炭かす
	がれき類	不燃	瓦・レンガ・コンクリートガラ・アスファルトガラ
	ばいじん	不燃	ばい煙施設等の集塵機ダスト
特定の業種	紙くず	可燃	建設工事、パルプ紙加工製造、出版印刷業
	木くず	可燃	建設工事、木製品製造業等 （流通に使用したパレットは全業種対象）
	繊維くず	可燃	建設工事、製糸、紡績、織物業の天然繊維くず
	動植物性残渣	可燃	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業
	動物のふん尿	可燃	畜産農業から出る牛、豚、馬、にわとり等のふん尿、又は死体
	動物の死体	可燃	
	動物系固形不要物	可燃	と畜場においてと殺、又は解体した獣畜などの固形不要物

② 家庭系ごみの収集・運搬の方法

市域から排出する家庭系ごみの収集・運搬については、民間業者に委託し、決められた日程で排出された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック類」、「資源ごみ」及び「有害ごみ」を収集し、環境パークへ運搬します。「粗大ごみ・一時多量ごみ」や愛玩動物などの「動物の死体」については、市民が直接環境パークへ持ち込むか、直接市の委託業者に収集・運搬を依頼します。

また、排出者自身もしくは排出者から廃棄物の収集・運搬の委託を受けた福知山市一般廃棄物収集運搬許可業者が、廃棄物を環境パークに搬入することも可能とします。

③ 事業系ごみの収集・運搬の方法

市域から排出する事業系一般廃棄物の収集・運搬については、以下の2と通りの方法とします。

- 排出業者自身が直接環境パークに搬入
- 福知山市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託

④ 一般廃棄物処理業の許可

現在、区域内の一般廃棄物の収集・運搬は、既存の福知山市一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬で充分に対応可能と判断します。また、一般廃棄物処理（収集・運搬）業は本来自由競争にさらされる性質の業務ではなく、過当競争による一般廃棄物の不適正処理を防ぐ観点から、今後新規許可は行いません。

ただし、木くずの固形燃料化等や食品廃棄物等の処理に伴う熱利用など、確実に資源化される廃棄物のみを処理（及び収集・運搬）する場合は、新規許可申請を受け付けます。

（２）家庭系ごみ及び事業系ごみの収集運搬計画

家庭系ごみ及び事業系ごみ（捕獲鳥獣）の収集運搬計画を表 3-2-4 に示します。

表 3-2-4 収集運搬計画

分別区分				収集日	排出方法	集積場所
家庭系ごみ	燃やすごみ			週 2 回の 指定曜日	指定袋	ステーション
	燃やさないごみ			月 2 回の 指定曜日		
	資源ごみ	容器包装 プラスチック類		週 1 回の 指定曜日		
		再生資源物	紙パック (牛乳パック類)	月 6 回の 指定曜日	中身の見える袋 (もしくは縛る)	
			新聞・雑誌	週 2 回の 指定曜日		
			ダンボール			
			空き缶	月 2 回の 指定曜日	中身の見える袋	
		空きビン				
		ペットボトル				
		有害ごみ	蛍光管	月 2 回の 指定曜日	紙ケースに入れるか、 新聞などに包む	
			乾電池等、		中身の見える袋	
ライター						
粗大ごみ・一時多量ごみ 動物の死体（愛玩動物）			随時（週 3 回 の指定曜日）	特に指定なし （そのまま）	玄関先	
事業系 ごみ	捕獲鳥獣			週 1 回	指定袋	ステーション

3 中間処理

(1) 中間処理の方法

本市では、現在の収集区分を維持しながら前述の処理フローに基づき適正なごみ処理を行います。

なお、令和4年度より事業系ごみの内、草及び剪定枝については民間処理施設による固形燃料化を本格的に行います。

(2) 中間処理量

中間年度及び計画年度における一般廃棄物の中間処理量を表3-2-5に、一般廃棄物と産業廃棄物の中間処理量の合計値を表3-2-6に示します。

表 3-2-5 中間処理計画（一般廃棄物）

項 目		単位	実績	計 画	
			R 1	R 7	R 12
中間処理量		t /年	22,260	18,986	17,901
	家庭系	t /年	14,438	13,693	13,008
	事業系	t /年	7,822	5,293	4,893
ごみ焼却施設 (燃やすごみ)		t /年	17,272	14,008	13,020
	家庭系	t /年	9,471	8,735	8,145
	事業系	t /年	7,801	5,273	4,875
木材処理施設 (可燃性粗大ごみ)		t /年	314	297	282
	家庭系	t /年	307	290	276
	事業系	t /年	7	7	6
リサイクルプラザ (燃やさないごみ)		t /年	3,854	3,903	3,861
	家庭系	t /年	3,840	3,890	3,849
	事業系	t /年	14	13	12
粗大ごみ処理施設 (不燃性粗大ごみ)		t /年	820	778	738
	家庭系	t /年	820	778	738
	事業系	t /年	0	0	0
有害鳥獣処理量		t /年	232	239	241
焼却施設	福知山市	t /年	106	108	103
	舞鶴市	t /年	73	76	80
	綾部市	t /年	53	55	58
民間施設処理量		t /年	0	2,000	2,000
固形燃料化施設		t /年	0	2,000	2,000

表 3-2-6 中間処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

項 目		単位	実績	計 画	
			R 1	R 7	R 12
中間処理量		t /年	23,370	20,045	18,959
	家庭系	t /年	14,438	13,693	13,008
	事業系	t /年	7,822	5,293	4,893
	産業廃棄物	t /年	1,110	1,059	1,059
ごみ焼却施設 (燃やすごみ)		t /年	17,651	14,370	13,382
	家庭系	t /年	9,471	8,735	8,145
	事業系	t /年	7,801	5,273	4,875
	産業廃棄物	t /年	379	362	362
木材処理施設 (可燃性粗大ごみ)		t /年	838	796	781
	家庭系	t /年	307	290	276
	事業系	t /年	7	7	6
	産業廃棄物	t /年	524	499	499

	リサイクルプラザ		t / 年	4,061	4,101	4,059	
	(燃やさないごみ) (資源ごみ)	家庭系	t / 年	3,840	3,890	3,849	
		事業系	t / 年	14	13	12	
		産業廃棄物	t / 年	207	198	198	
	粗大ごみ処理施設		t / 年	820	778	738	
	(不燃性粗大ごみ)	家庭系	t / 年	820	778	738	
		事業系	t / 年	0	0	0	
有害鳥獣処理量			t / 年	232	239	241	
	焼却施設		福知山市	t / 年	106	108	103
			舞鶴市	t / 年	73	76	80
			綾部市	t / 年	53	55	58
民間施設処理量			t / 年	0	2,000	2,000	
	固形燃料化施設		t / 年	0	2,000	2,000	

4 最終処分

(1) 最終処分の方法

本市では中間処理残渣や直接埋め立てする燃やさないごみを埋立処分しており、今後も埋立量の削減に取り組みながら適切な埋立処分を行います。

また、令和7年度以降は不燃系産業廃棄物の受け入れを停止することで埋立量の減量化が図れます。

(2) 最終処分量

中間年度及び計画年度における一般廃棄物の最終処分量を表3-2-7及び図3-2-3に、一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計値を表3-2-8及び図3-2-4に示します。

埋立ごみの資源化や不燃系産業廃棄物の受入停止を行うことで、最終処分量は基準年度の約36%程度まで減量化でき、最終処分率も17ポイント以上少なくなります。

表 3-2-7 最終処分計画（一般廃棄物）

項 目	単位	実績	計 画	
		R1	R 7	R 12
総処理量	t / 年	24,620	23,219	22,051
最終処分量	t / 年	5,098	4,421	4,110
直接埋立	t / 年	0	0	0
家庭系ごみ	t / 年	0	0	0
事業系ごみ	t / 年	0	0	0
焼却残渣	t / 年	2,077	1,691	1,572
粗大処理残渣	t / 年	821	778	738
資源化処理残渣	t / 年	2,200	1,952	1,800
最終処分率	%	20.7	19.0	18.6

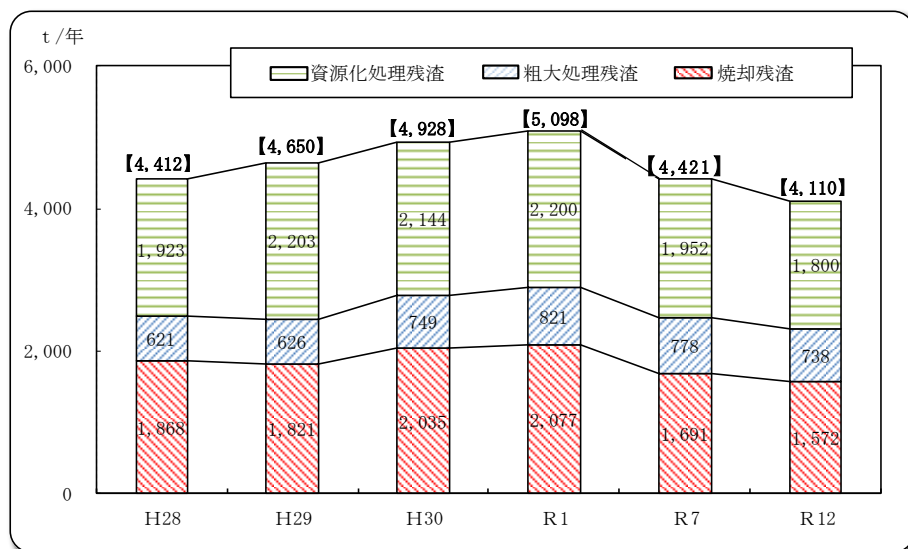


図 3-2-3 最終処分計画（一般廃棄物）

表 3-2-8 最終処分計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

項 目	単位	実績	計 画	
		R1	R 7	R 12
総処理量	t /年	31,977	24,278	23,110
最終処分量	t /年	11,452	4,522	4,211
直接埋立	t /年	6,247	0	0
家庭系ごみ	t /年	0	0	0
事業系ごみ	t /年	0	0	0
産業廃棄物	t /年	6,247	0	0
焼却残渣	t /年	2,184	1,792	1,673
粗大処理残渣	t /年	821	778	738
資源化処理残渣	t /年	2,200	1,952	1,800
最終処分率	%	35.8	18.6	18.2

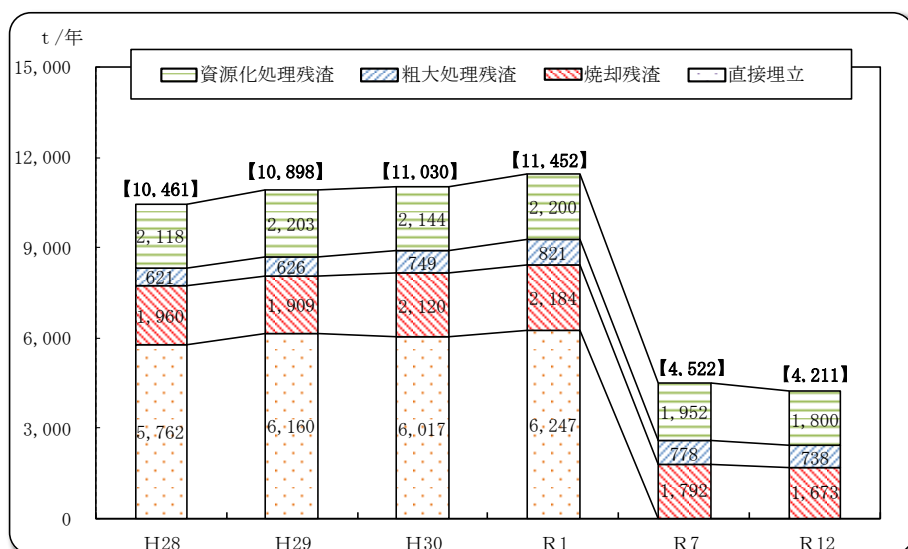


図 3-2-4 最終処分計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

5 ごみの資源化

(1) 資源化の方策

現在実施している資源化方策についてはこれを継続するとともに、現在焼却処理や埋立処分されている資源化物の分別を徹底することとします。

また、国が検討を進めている「プラスチックごみの資源化」に対して新しい取組みを進めます。

プラスチックごみについては、漸次増加させることとし、中間年度には1人1日当たり15グラム、目標年度には1人1日当たり30グラムの回収を目指します。

(2) 資源化量

中間年度及び計画年度における資源化の量を表3-2-9及び図3-2-5に、一般廃棄物と産業廃棄物の資源化量の合計値を表3-2-10及び図3-2-6に示します。

容器包装廃棄物やプラスチックごみの資源化が促進されることと、草・剪定枝の資源化を行うことで資源化率が大幅に向上します。

表 3-2-9 資源化計画（一般廃棄物）

項 目	単位	実績	計 画	
		R1	R7	R12
ごみの総排出量	t / 年	24,620	23,219	22,051
資源化量	t / 年	3,997	6,270	6,381
直接資源化（保管含む）	t / 年	598	678	714
紙類	t / 年	598	678	714
ダンボール	t / 年	154	201	227
新聞・雑誌	t / 年	444	477	487
中間処理による資源化	t / 年	1,642	1,932	2,060
紙類	t / 年	83	77	73
ダンボール	t / 年	28	26	25
新聞・雑誌	t / 年	40	37	35
紙パック	t / 年	15	14	13
金属類	t / 年	259	241	228
スチール缶	t / 年	58	54	51
アルミ缶	t / 年	77	72	68
金属くず	t / 年	117	102	98
シュレッダースチール	t / 年	0	6	5
シュレッダーアルミ	t / 年	6	6	5
小型家電	t / 年	1	1	1
ガラス類	t / 年	385	355	337
白色びん	t / 年	166	153	145
茶色びん	t / 年	152	140	133
その他びん	t / 年	66	61	58
ビールびん	t / 年	1	1	1
一升びん	t / 年	0	0	0
布類	t / 年	2	2	2
プラスチック類	t / 年	906	1,251	1,414
ペットボトル	t / 年	178	165	156
発泡スチロール	t / 年	1	1	1
容器包装プラスチック類	t / 年	727	809	853
プラスチックごみ	t / 年	0	276	404
蛍光管・乾電池	t / 年	7	6	6

	民間処理施設による資源化	t / 年	0	2,000	2,000
	草・剪定枝	t / 年	0	2,000	2,000
	拠点 廃食油	t / 年	1	1	1
	集団回収	t / 年	1,756	1,659	1,606
資源化率		%	16.2	27.0	28.9

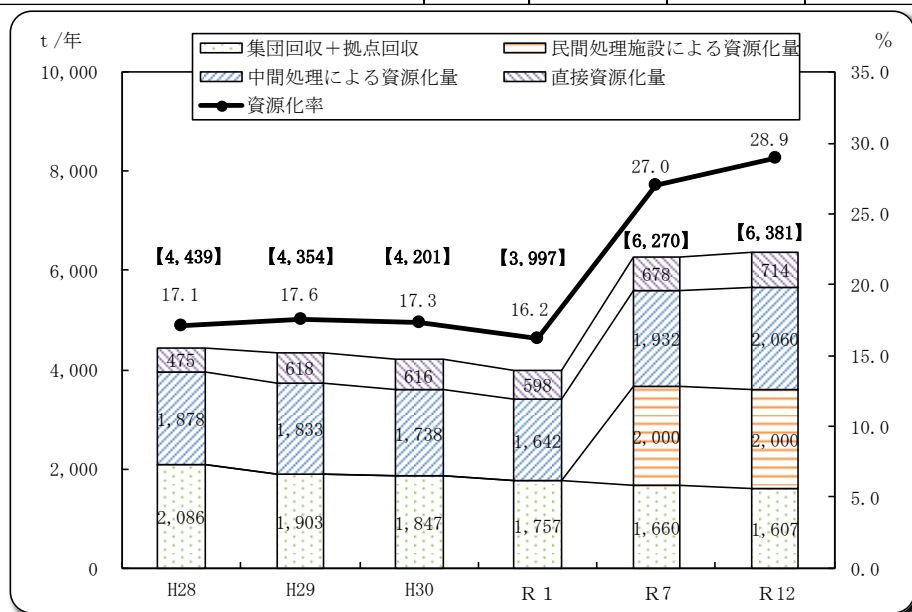


図 3-2-5 資源化計画（一般廃棄物）

表 3-2-10 資源化計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

項 目	単位	実 績			計 画		
		R 1	R 7	R 12	R 1	R 7	R 12
ごみの総排出量	t / 年	31,977	24,278	23,110			
資源化量	t / 年	4,204	6,469	6,579			
直接資源化（保管含む）	t / 年	598	678	714			
紙類	t / 年	598	678	714			
ダンボール	t / 年	154	201	227			
新聞・雑誌	t / 年	444	477	487			
中間処理による資源化	t / 年	1,849	2,131	2,260			
紙類	t / 年	83	77	73			
ダンボール	t / 年	28	26	25			
新聞・雑誌	t / 年	40	37	35			
紙パック	t / 年	15	14	13			
金属類	t / 年	270	252	239			
スチール缶	t / 年	59	55	52			
アルミ缶	t / 年	78	73	69			
金属くず	t / 年	126	111	107			
シュレッダースチール	t / 年	0	6	5			
シュレッダーアルミ	t / 年	6	6	5			
小型家電	t / 年	1	1	1			

ガラス類	t / 年	521	485	468
白色ビン	t / 年	226	210	203
茶色ビン	t / 年	206	192	185
その他ビン	t / 年	87	81	78
ビールびん	t / 年	2	2	2
一升ビン	t / 年	0	0	0
布類	t / 年	2	2	2
プラスチック類	t / 年	966	1,309	1,472
ペットボトル	t / 年	189	176	167
発泡スチロール	t / 年	50	48	48
容器包装プラスチック類	t / 年	727	809	853
プラスチックごみ	t / 年	0	276	404
蛍光管・乾電池	t / 年	7	6	6
民間処理施設による資源化	t / 年	0	2,000	2,000
草・剪定枝	t / 年	0	2,000	2,000
拠点 廃食用油	t / 年	1	1	1
集団回収	t / 年	1,756	1,659	1,606
資源化率	%	13.1	26.6	28.5

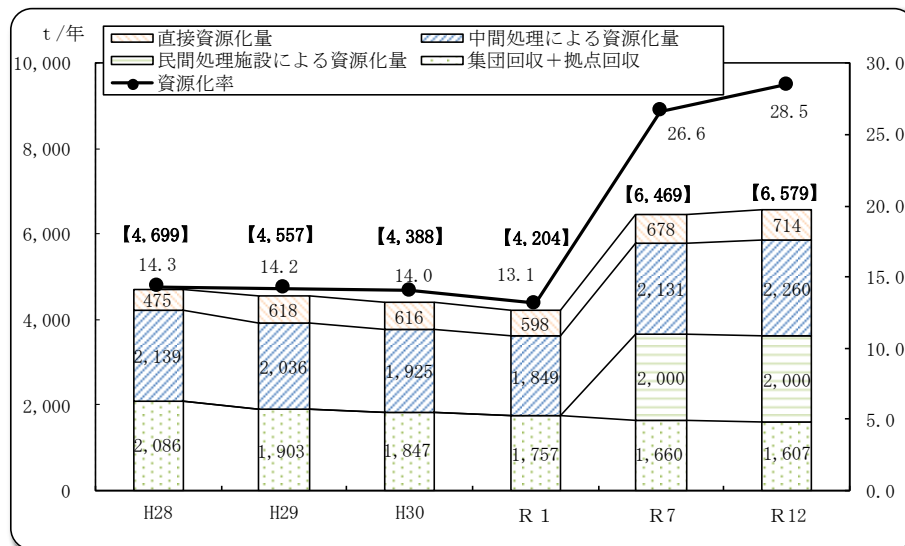


図 3-2-6 資源化計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

6 ごみ処理施設の整備

(1) 焼却処理施設

現在の施設は令和 13 年までの使用予定としていますが、適正な維持管理を行うことで延命化を図ります。

また、早期に既存施設の大規模改修（延命化）と更新に係る V F M を比較検討することとし、令和 7 年度（中間見直し年度）までに、施設の整備・運営方針を定めることとします。

施設更新に当たっては、用地選定、適正処理手法、運営方法の検討や環境アセスメント調査など多くの検討すべき課題があり、市民の理解と協働が必要であることから、幅広く計画的な検討を行うこととします。

(2) リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、焼却施設とは別の施設ではありますが、ごみ処理のフロー上相互に補完している機能もある施設です。

このため、焼却施設の整備と併せて検討を行うこととします。

(3) 最終処分場

最終処分場については、既に第Ⅰ期・第Ⅱ期処分場の嵩上工事の実施により埋立残量を拡大し、概ね今後10年間の搬入量を処理できる見込みです。

また、第Ⅳ期処分場を令和10年度に整備完了し、令和25年度までの使用予定としています。

なお、一般廃棄物処理基本計画策定指針（環境省）では、概ね20年の将来を見据えた処分場整備を行うこととされていることから、これらの処分場の埋め立て完了後に必要な新たな処分場整備計画についても、焼却施設と併せて検討することとします。

(4) 中丹地域有害鳥獣処理施設

福知山市・舞鶴市・綾部市の3市で運営する中丹地域有害鳥獣処理施設については、捕獲が進んでいるため処理頭数が増加しています。

現在の施設は、約20年間の使用を想定していますが、適正な維持管理を行うことで、長寿命化を図ります。また、今後の施設の整備方針については、令和7年度（中間見直し年度）に定めることとします。

7 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 広域処理について

廃棄物処理法では、市町村は、その区域内の一般廃棄物の処理責任を負うこととなっていますが、今後もこの責任を果たしつつ、処理・処分の広域化・効率化を検討し、コスト削減を図れるように研究します。

(2) 災害廃棄物対策

① 災害廃棄物処理計画の見直し

定期的に災害廃棄物処理計画を見直すことで、被害状況の想定や適切な廃棄物処理についての準備を行います。

② 連絡体制の確立

災害時の連絡体制を確立するため、防災に係る組織体制の整備・充実に努めます。

③ 収集運搬に関する連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について収集委託業者と「災害時の災害廃棄物処理の協力についての協定」を締結することで、災害時における収集体制を迅速に整えます。

④ ごみ処理に関する住民との協力体制

災害時のごみ処理に関して市民の協力が必要な内容について、広報紙等により周知徹底を図ります。

⑤ 相互協定に基づく支援

大規模災害発生時には、「大丹波連携推進協議会の構成市町による災害時等相互応援に関する協定書」に基づき、各市町間の相互支援に努めます。

⑥ 応急対策のための関係資料の準備等

職員の緊急時連絡網、緊急時連絡先一覧、収集・処理・処分等に係る支援依頼先一覧の関係書類を整理し、保管場所を明確にしておきます。

⑦ 職員の教育・訓練

平常時から、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する職員をリストアップし、順次更新します。また、処理計画の記載内容について職員に周知するとともに、災害時に有効に活用されるよう教育訓練を行います。

また、研修会等に積極的に参加し、核になる人材を育成することに努めます。

(3) 循環型社会形成推進地域計画

本計画の策定に合わせて、必要な見直しを行います。

8 令和7年度からの不燃系産業廃棄物の受入れについて

(1) 受入停止の例外について

令和5年度に実施した埋立処分場延命化実施計画中間評価を踏まえ、令和7年度からの不燃系産業廃棄物の受入停止は予定どおり実施するものの、市内事務所・事業所から排出される不燃系産業廃棄物のうち、家庭ごみと性状・形状の類似する一部廃棄物について、当面の間、受入停止の例外となる廃棄物として環境パークにおける処理を継続します。

(2) 産業廃棄物の区分について

表3-2-3にかかわらず、令和7年度からの福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に規定する本市が処分する産業廃棄物の範囲は表3-2-11のとおりとします。

なお、受入停止の例外を設けることによる本計画の全体に係る修正や令和7年度以降の計画目標の見直しは、本計画の中間年度計画見直しの際に行います。

表 3-2-11 産業廃棄物の区分

業種	区分	種類	内容（具体的品目（例））
全ての業種	燃やさないごみ	ガラス・陶磁器くず	ガラス破片・ガラス繊維・食器・乳白色びん
		廃プラスチック類	ビニール類等のプラスチック製品
		小型家電	小型家電28品目
		金属くず	鉄くず・トタン・スチール製品・非鉄金属類
	資源ごみ	容器包装プラスチック類	プラのリサイクルマーク表示のあるもの 例) ドレッシング・乳酸飲料・シャンプー・洗剤・カップめん・プリン、卵パック、ボトルのキャップ、ペットボトルのラベル、パン・お菓子などの袋、カップめんの外フィルム、レジ袋、生鮮食品などのトレイ、発泡スチロールなどの緩衝材など
		発泡スチロール	発泡スチロール
		ペットボトル	ペットボトルのリサイクルマーク表示のあるもの
		透明びん	透明なびん
		茶色びん	茶色のびん
		その他びん	透明・茶色以外のびん、何色か判別が難しいびん
		空き缶	ジュース、魚缶、菓子缶、果物缶 など
		スプレー缶等	制汗スプレー、携帯用ガスボンベ など
	特定の業種	ゴムくず	天然ゴム
		紙くず	建設工事、パルプ紙加工製造、出版印刷業
		木くず	建設工事、木製品製造業等 (流通に使用したパレットは全業種対象)
		繊維くず	建設工事、製糸、紡績、織物業の天然繊維くず
		動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業
		動物のふん尿	畜産農業から出る牛、豚、馬、にわとり等のふん尿、又は死体
		動物の死体	
		動物系固形不要物	と畜場においてと殺、又は解体した獣畜などの固形不要物

用語説明

【い】

「EM容器（いーえむ容器）」

EM菌（有用微生物群）と発酵剤（ボカシ）を利用し、生ごみを発酵・分解してたい肥化する容器で、バケツ程度の大きさのため、室内でも利用できます。

【う】

「埋立残余容量」

計画最終処分容量から、毎年度の埋立処分容量と災害ごみ、覆土等の容量を差し引いたもの。

【え】

「エシカル消費」

何かしらの犠牲の上に成り立っているのではなく、自分、そして他の人や社会、地球環境、自然にとってもよいものを積極的に選ぶという消費活動のこと。日本では「倫理的消費」などとも呼ばれている。

「SDGs（エスディージーズ）」

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの持続可能な開発のための国際目標のこと。

【か】

「環境福知山イズム」

福知山市環境基本計画の基本理念として目指すべき考え方をあらわした言葉。

「環境マネジメントシステム」

組織を取り巻く人やモノに対して、組織が与えている環境影響を明確化し、リスク及び機会に対応するためのマネジメントシステムのこと。

【こ】

「ごみ排出量の予測」

ごみ排出の実績から、「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「集団回収ごみ」「産業廃棄物」の区分ごとに、それぞれ統計計算によって将来の値を予測する。予測に対しては、家庭系ごみ及び集団回収ごみは1人1日当たり排出量、事業系ごみ及び産業廃棄物は1日当たり排出量を原単位とする。

次に、予測した値から市の目標を加味した値を計画値とし、家庭系ごみ及び集団回収ごみは原単位に人口及び年間日数を乗じ、事業系ごみ及び産業廃棄物は原単位に年間日数を乗じた値を合算して総排出量とする。

【さ】

「最終処分容量」

環境パークで埋立処分をしたごみに係数を乗じて算出したもので単位は m^3 となる。

「最終処分率」

最終処分場に埋め立てられる廃棄物量をごみ総排出量で除した値。

「残渣」

ごみの中間処理を行った後に残った処理物の総称。

【し】

「資源化（再生資源化と直接資源化）」

資源ごみの加工等を行い原材料等とすること（再生資源化）と、資源ごみをそのまま原材料等とすること（直接資源化）の総称。

「資源化率」

資源化される量をごみ総排出量で除した値。

「ジビエ」

狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣のこと。

「処理困難物」

環境パークで処理ができないもの。

【す】

「ストックマネジメント」

機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系のこと。

【た】

「たい肥」

有機性物質、腐敗物、ごみ、ふん尿等の主に廃棄物を原料として、好気性微生物の作用によって分解した泥状または腐植土状のものをいう。

【ち】

「中間処理」

ごみを焼却や破砕・選別等の処理を行うこと。処理された残渣は最終処分（埋立て）される。

【と】

「特別管理（一般/産業）廃棄物」

爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を特別管理廃棄物と言い、ごみの分類により特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に分けられる。

【ね】

「熱利用」

ごみ処理施設において、その処理過程で発生する熱エネルギーを温風や温水に変換して利用すること。

【は】

「VFM（バリュー・フォー・マネー）」

一定の支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供しようとする考え方。

これからの公共サービスは、より質が重視され、必ずしもコストの低いサービスが良いということではないため、事業が開始された後の維持管理を踏まえ、提供するサービスの質を試算するもの。

「PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」

公共サービスの提供に民間が参画する手法。

PFI、指定管理者制度、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託等がある。

【ひ】

「P D C A（ピーディーシーエー）サイクル」

計画（P l a n）・実行（D o）・評価（C h e c k）・改善（A c t i o n）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

「ピックアップ回収」

市町村が従来の分別区分に沿ってステーションごとに回収したごみから、使用済小型電子機器等を選別する方式のこと。

【ふ】

「フードシェアリングサービス」

小売店や飲食店と消費者やフードバンクのような団体をスマートフォンのアプリ等を使ってマッチングし、飲食可能な状態にありながら廃棄されてしまうおそれがある調理品や食料を提供するサービスのこと。

「不法投棄警戒箇所」

市内における不法投棄されやすい条件であり、重点的な警戒が必要な場所のこと。

「P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」

公共サービスの提供に民間が参画する手法。

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

「プラットフォーム」

アプリ等を動かすための土台となる環境のこと。

【ほ】

「捕獲鳥獣」

生活環境、農林水産業又は生態系に係わる被害が、現に生じているか、そのおそれのある場合に、その防止及び軽減を図るために行った狩猟にて確保した鳥獣のこと。

【み】

「未来創造 福知山」

これまで策定していた概ね10年を計画期間とする「総合計画」に代わるもの。地域社会の大きな変化の方向を見定めたうえで、めざす福知山市の未来の姿を描く「長期ビジョン」と、その「長期ビジョン」に掲げる都市像を実現するための5年間の基本戦略を体系化した「基本計画」とで構成される。

【ら】

「L C C（ライフサイクルコスト）」

施設に係る費用について、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えたもの。

建設費であるイニシャルコストと水道光熱費・改修費・更新費等のランニングコストで構成される。

【り】

「リメイクレシピ」

余ったおかずや食材にアレンジを加えて、新しいメニューに生まれ変わらせる料理メニューのこと。

福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）

発行：令和 3 年 3 月

編集：福知山市 市民総務部 生活環境課

〒620-0913 福知山市字牧 285 番地

TEL：0773-22-1827 FAX:0773-22-4881

福知山市 産業政策部 農林業振興課

〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1

TEL：0773-24-7047 FAX:0773-23-6537

HP：<http://www.city.fukuchiyama.lg.jp/>
